

**令和3年度大学教育再生戦略推進費
「大学の世界展開力強化事業」計画調書
～ アジア高等教育共同体(仮称)形成促進 ～**

[基本情報:タイプ]

(A①:CAプラス)

1. 大学名 <small>(○が代表申請大学)</small>	名古屋大学			
2. 機関番号	<small>代表申請大学</small>	13901		
3. 主たる交流先の相手国	中国・韓国・シンガポール			
4. 事業者 <small>(大学の設置者)</small>	ふりがな	まつお せいいち (氏名) 松尾 清一	(所属・職名)	名古屋大学・学長
5. 申請者 <small>(大学の学長)</small>	ふりがな	まつお せいいち (氏名) 松尾 清一		
6. 事業責任者	ふりがな	ますだ ともこ (氏名) 増田 知子	(所属・職名)	法学部・法学研究科・研究科長
7. 事業名	【和文】 東アジア共通法の深化と世界への発信にむけた法的・政策的プラットフォームを支える人材育成			
	【英文】 Human resource development to support legal and policy platforms for deepening "jus commune" in East Asia and disseminating it to ASEAN and the World			
8. 取組学部・研究科等名 <small>(必要に応じ[]書きで課程区分を記入。複数の部局で合わせて取組を形成する場合は、全ての部局名を記入。大学全体の場合は全学と記入の上[]書きで全ての部局名を記入。)</small>	<small>学問分野</small>	<input checked="" type="radio"/> 人社系 <input type="radio"/> 理工系 <input type="radio"/> 農学系 <input type="radio"/> 医歯薬系 <input type="radio"/> 看護・医療系 <input type="radio"/> 全学 <input type="radio"/> その他		
	<small>実施対象 (学部・大学院)</small>	<input type="radio"/> 学部 <input type="radio"/> 大学院 <input checked="" type="radio"/> 学部及び大学院		
大学院法学研究科・法学部				

9. 海外相手大学				
	国名	大学名(日本語)	大学名(英語)	部局名
1	中国	中国人民大学	Renmin University of China	法学院
2	中国	清華大学	Tsinghua University	法学院
3	中国	社会交通大学	Shanghai Jiao Tong University	凱原法学院
4	韓国	成均館大学	Sungkyunkwan University	法科専門大学院・社会科学部
5	韓国	ソウル国立大学	Seoul National University	法科大学
6	シンガポール	シンガポール国立大学	National University of Singapore	法学部
7				
8				
9				
10				

10. 連携して事業を行う機関(国内連携大学等)					
	大学等名	取組学部・研究科等名		大学等名	取組学部・研究科等名
1			4		
2			5		
3			6		

(大学名:名古屋大学①) (タイプ (A①:CAプラス))

11. 「学校教育法施行規則」第172条の2第1項において「公表するものとする」とされた教育研究活動等の状況について、公表しているHPのURL

学校教育法施行規則第172条の2に定められた本学の教育研究活動の状況を公表しているURLは、以下のとおりである。

<http://www.nagoya-u.ac.jp/about-nu/objectives/teaching/>

12. 本事業経費 (単位:千円) ※千円未満は切り捨て							
年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	合計	
事業規模 (総事業費)	16,312	16,140	15,218	14,138	13,036	74,844	
内訳	補助金申請額	15,800	14,220	12,798	11,518	10,366	64,702
	大学負担額	512	1,920	2,420	2,620	2,670	10,142

13. 本事業事務総括者部課の連絡先						
部課名				所在地		
責任者	ふりがな (氏名)			(所属・職名)		
担当者	ふりがな (氏名)			(所属・職名)		
	電話番号				緊急連絡先	
	e-mail(主)				e-mail(副)	

(大学名:名古屋大学①) (タイプ (A①):CAプラス)

質の保証を伴った交流プログラムの目的と内容【1ページ以内】

① 交流プログラムの目的・概要等

【交流プログラムの目的及び概要等】

地球規模での新型コロナウイルス感染の拡大(パンデミック)により、人や物の国境を越えた移動に大きな制限がかかり、グローバリズムの限界が指摘されるようになった。だが、このような状況は、国際協調自体が否定されたことを意味しない。パンデミックが自国の対策のみでは終息し得ず、世界規模での対応が求められていることから、**国際協調の必要性はむしろ高まっている**といえる。実際、これまでの国境を跨いだ労働力・資本・商品・サービスの自由な移動はパンデミックにより一次停止しているに過ぎず、SDGsに代表される、気候変動、環境、貧困、ジェンダーといった地球規模での解決が求められる課題は、パンデミックの前後を通じて山積されたままである。そこでむしろ、我々の社会は今まさに従来型のグローバリゼーションからポスト・コロナにおける新たなグローバリゼーションへの過渡期にあり、国際協調への求心力を高め、世界規模の課題を解決するため、**グローバリゼーションのアップグレードが求められている**(通商白書2020版)といえる。

本プログラムは、モード1(パイロット・プログラム)、モード2においては、経済的・文化的な結びつきが非常に強い日中韓三ヶ国が、今後もその連携を深め、アジアに対して共同して指導力を発揮していくことが求められているとの認識の下、政治・経済・外交的な連携の基礎となる社会的インフラストラクチャ、なかでも**法を共有するとともに、それを三ヶ国で協調して運用することのできる人材、将来的には東アジア共通法の構築のためのプラットフォームを作ることのできる人材の育成**に努めてきた。これまでの成果をふまえ、今期(モード3)では、**シンガポールの参加を得て、キャンパス・アジアプラスとして発展**させる。

シンガポールの参加の意義は、以下のとおりである。

第一に、本プログラムに、**アジア規模の、さらにはグローバルな視野**を持ち込むことである。すなわち、シンガポールは、東南アジアにおいて、経済力や教育水準の高さ等により、リーダー的存在の一つである。加えて、同国は、アジアと世界を結ぶ主要ゲートウェイの一つであり、グローバル社会の縮図とも呼ばれる存在であって、文化、教育、産業等社会活動のすべてがグローバル志向である。そのような国の代表的教育研究機関であるシンガポール国立大学の参加を得ることにより、本プログラムを、東アジア、(東南アジアを含む)アジア、さらにはグローバルという多層的かつ多様な視点から学ぶ場に拡大・発展させることを目指す。

第二に、本プログラムの目標である、東アジア共通法の構築に役立つ人材育成を、一層実質的かつ効果的に行うことが可能になる。シンガポールの法制度は、英国法(コモンロー)の大きな影響を受けつつ独自に発展してきており、日中韓の大陸法系の法制度と異なる面が多いが、特に経済活動に関連する分野において、東南アジアはもとより、アジア、さらにはグローバル規模でも、一定の影響力を持っている。そこで、本プログラムにおいて、シンガポールでの教育及び同国の学生の参加が実現することにより、**日中韓のみならず、他のアジア諸国、さらには世界に開かれ、通用する東アジア共通法の構築**に向けた教育が可能となる。

なお、モード3では、教育方法面で、以下のようなアップグレードを図る。

第一に、**実渡航とオンライン教育の活用とを併用**することで、理論的な学習にとどまることなく、各国の歴史的・文化的・社会的背景を深く理解するための教育を行い、**東アジアの法と政治を内在的に理解し運用できる人材**の育成を、これまで以上に強化する。

第二に、本プログラム参加学生が主として学部生であることに鑑み、真の意味で東アジアを内在的に理解するとともにグローバルな感覚を涵養することを目的として、訪問国を拡大する。すなわち、主たる実渡航先は従来どおり1カ国としつつも、**全ての国を訪問**させる。実渡航先ではフィールドワークやインターンシップを実施することにより、国際的な人的・組織的ネットワークの構築と運用を身につけさせるとともに、理論と実践の融合を目指す。

第三に、本学がリーディング大学院プログラム、Peer Support Initiative等の**大学の国際化プログラムで培った経験・知見を応用**し、モード3では**オンラインによる小グループ教育**を実施する。すなわち、実渡航前の段階で、各参加国から1名以上が参加する小グループを組織し、グループ毎に共通テーマを設定し、オンラインを活用してグループでの共同作業に取り組みさせる。このような共同作業の実践により、主に日本人学生の弱点とされてきた**語学力、コミュニケーション力、ネットワーク構築力の向上**をはかり、実渡航の時点で現地での学習に十分対応できる体制を整えることができる。

【養成する人材像】

・東アジアの法と政治を、単なる比較やつなぎ合わせでなく、その背景にまで踏み込んで、内在的に理解した上でこれを運用し、**東アジアの国々が抱える問題や直面する課題の解決策を模索できる人材**。加えて、それを**世界に発信**ことができ、**東アジアのみならず世界で活躍**することができる人材。

・**将来的にアジア共通法の形成と運用の中核的な役割を担うことが期待される人材**

1) **学部生**:アジア規模の、さらにはグローバルな視野を持ち、法学の基礎的素養を備えた者であって、法学部卒業後ただちに社会で活躍する人材、及び、大学院に進学してより専門的なレベルで知識と能力を磨いたうえで、社会で活躍する人材。

学部生レベルの交流を経験してから、法学部を卒業した学生は、グローバルな視野を持つ公務員(国際、国家、地方)や企業人材となることが想定される。このような人材は、**東アジア共通法を現実社会へ普及し、また、作動させる過程において、中核的な役割を行うことが期待される**。また、モード1・2卒業生のうち、少なくない者が大学院に進学していることから、**大学院に進学してより専門的なレベルで活躍**することが期待される人材となることも期待されている。

2) **大学院生**:東アジア共通法の研究と実践を担う高度な人材。

大学院レベルの学生交流によって、グローバルに活動しつつ、東アジアの視点を世界に発信する新しいタイプの法曹、およびグローバルに活動する新しいタイプの法律・政治分野の研究者を目指す人材が育成されると想定される。このような人材は、**東アジア共通法の形成と運用に中核的な役割を果たす**ことが期待される。

学部生であれ大学院生であれ、本プログラム修了後に社会での様々な経験を積み、**将来的には東アジアの国々ひいては世界が抱える問題や直面する課題の解決にあたる**ことができる人材に成長することが期待される。

【本事業で計画している交流学生数】 各年度の派遣及び受入合計人数(交流期間、単位の取得の有無は問わない)

(単位:人)

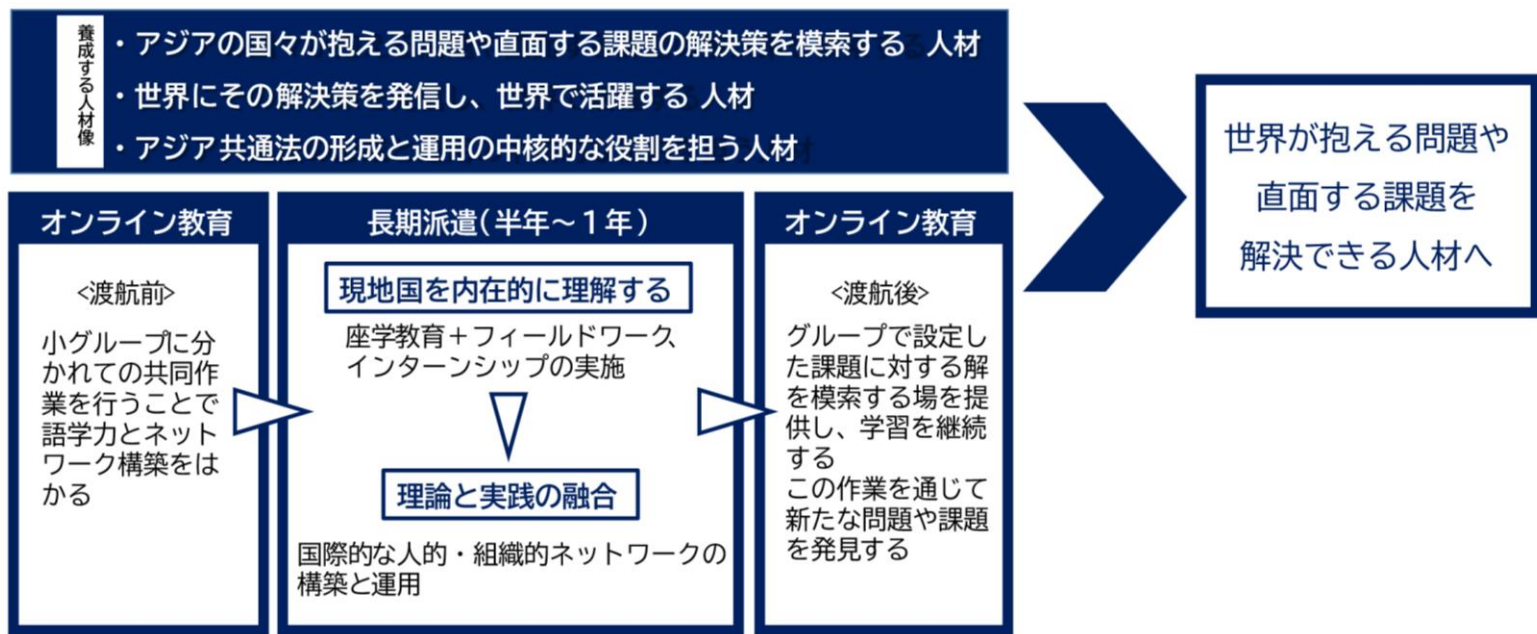
2021年度		2022年度		2023年度		2024年度		2025年度	
派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入
30	26	30	26	30	26	30	26	30	26

(大学名: 名古屋大学①)

(タイプ A①: CAプラス)

CAMPUS Asia Plus (Mode 3)

東アジア共通法の深化と世界への発信にむけた法的・政策的プラットフォームを支える人材育成
 Human resource development to support legal and policy platforms for
 deepening "jus commune" in East Asia and disseminating it to ASEAN and the World



③ 国内大学等の連携図 【1ページ以内】

本事業は、平成23年度および平成28年度に採択され通算10年間に渡って国内では本学単独で取組んできた「東アジア「ユス・コミュニティー」(共通法)形成にむけた法的・政治的認識共同体の人材育成」の継続コンソーシアムと位置づけており、国内連携大学は設置しない。

(大学名： 名古屋大学①)

(タイプ A①： CAプラス)

④ 交流プログラムの内容 【4ページ以内】

【実績・準備状況】

<これまでの取組状況>

本プログラムの目的を達成するために、モード1(パイロット・プログラム)開始時において、名古屋大学大学院法学研究科、中国人民大学法学院、成均館大学法学専門大学院・社会科学部、上海交通大学凱原法学院、清華大学法学院、ソウル国立大学法学専門大学院の間で、① Establishment of a supportive core for CAMPUS Asia Jus Commune Triangle Agreement for Academic Exchange and Cooperation(邦訳:ユス・コムネットトライアングル交流プログラム協定。以下、「交流プログラム協定」という。)及び② Establishment of a supportive core for CAMPUS Asia Jus Commune Triangle Agreement for Academic Exchange and Cooperation(Detailed Regulations)(邦訳:ユス・コムネットトライアングル交流プログラム規則。以下、「交流プログラム規則」という。)が締結され、トライアングルコンソーシアムを設立した。これらの協定はモード2開始時に改訂され、モード2終了時点(2021年3月末)で1年間の延長措置がとられている。

①及び②に基づき、毎年本学から中国の大学へ5名、韓国の大学へ5名の計10名を長期留学生として派遣し、また、中国・韓国の大学からそれぞれ5名、計10名の学生を長期留学生として受け入れてきている。

また、中国・韓国への派遣予定学生を対象とした、2週間弱の「事前研修」及び法科大学院生・法学研究科生を対象とした10日間程度の「附属プログラム」、インターナショナル・サマー・セミナー(ISS)等の短期の派遣や受入を行うことで、多様な交流の場を設けている。

モード1では、長期派遣・受入の学生は学部生のみを対象としていたところ、本プログラムを高度化する必要性に鑑み、モード2では、派遣・受入人数の半数を超えないことを条件として、大学院生の参加を認めることとした。

本プログラムにおいては、3か国で共通した人材育成を目指すために、全参加大学からなるQuality Assurance協議会(以下、QA協議会)での検討・協議を経て、学部共通科目(現地の法律学・政治学入門、社会科学のための現地語学習、社会科学的素養・国際社会への視野を養う講義)と大学院共通科目(東アジア法研究ⅠA・B(東アジア比較法)と東アジア法研究ⅡA・B(東アジア共通法))を設定している。各主管大学(名古屋大学、中国人民大学及び韓国成均館大学校)は、「ユス・コムネットトライアングル交流プログラム」のコアカリキュラムとして用意された共通講義だけではなく、それぞれの主管大学において、すでに開講されている英語講義(名古屋大学大学院法学研究科の場合は、法学研究科国際法政コースやG30国際プログラムの英語授業)を参加学生に提供している。

長期派遣する学生には、派遣1年前の時点から、語学(英語、中国語及び韓国語)並びに中国・韓国の法・政治に関する講義(事前教育)を行い、実渡航後の学習や生活に備えている。また、長期派遣終了後には読解力の向上を目的に、中国語・韓国語の文献講読を行う外書講読(半期2単位、1年開講)を行っている。そのうち、中国・韓国の法・政治に関する講義は2014年度から、外書講読は2016年度から、それぞれ卒業単位として認定している。これらの講義は本学の中国法・韓国法・アジア関係論を専門とする専任教員(日本人及び外国人)並びに外国人非常勤講師が担当している。

なお、モード1・2の10年間で、本学から中韓参加校に251名(長期103名、短期148名)を派遣し、中韓参加校から264名(長期126名、短期138名)を受け入れている。

<モード3にむけた準備状況>

モード2は2021年3月末をもって終了したが、モード1・2を基礎として、恒常的な人材育成の枠組みが基本的に形成されたことに鑑みて、引き続き中国・韓国の協定校との間で、2021年度以降も本プログラムを継続できるよう、交流プログラム協定及び交流プログラム規則を3月31日付で1年間延長した。これにより、パンデミックの状況如何によるものの、2021年度秋学期にも中国・韓国から本学に学生を受け入れるとともに、本学から中国・韓国へ派遣することが可能となり、実際に予定もしている。

モード3実施にあたっては、本プログラムも「グローバル化のアップグレード」(①【交流プログラムの目的及び概要等】参照)に対応する必要があることから、アジアと世界を結ぶ主要ゲートウェイの一つであり、グローバル社会の縮図とも呼ばれるシンガポールから、シンガポール国立大学が本プログラムに加入することとなった。なお、シンガポール国立大学と本学とは、2017年に法学研究科・法政国際教育協力研究センターがシンガポール国立大学アジア法研究センターと学術交流協定を締結し、2018年には全学交流協定及び学生交流協定を締結している。また、本プログラムの中国側主幹大学である中国人民大学法学院は2016年にシンガポール国立大学法学院と学生交流協定を締結しており、中国の参加校である清華大学及び上海交通大学、韓国の参加校である国立ソウル大学校もシンガポール国立大学と交流協定及び学生交流協定を締結している。このように、本プログラムのメンバー校の多くが、すでにシンガポール国立大学との間で、交流協定に基づく実質的な学術交流及び学生交流を行ってきており、シンガポール国立大学が本プログラムに参加する条件は整っているといえる。

なお、シンガポール国立大学との間では、2021年9月に交流プログラム協定及び交流プログラム規則を締結することで合意している。

【計画内容】

本プログラムでは、モード1、モード2を通じて、東アジア法を内面的に理解できる人材、東アジア法に強い人材の育成という目的に照らして一定の成果を出してきたが、同時に、特に日本人学生に関し、いくつかの課題も明確となってきた。そのうち、本プログラムが育成する人材像に直結する課題としては、積極性、コミュニケーション力、語学力の不足がある。ただ、これらの課題は、個々の学生を分析すると、能力は備わってはいるがそれを外部に明らかにする術を知らない、あるいは明らかにするノウハウがないだけで、日常的にこれらの能力を必要とする機会を与えることでクリアできる問題であることが分かった。

そこで、モード3では、実渡航前に参加各国から最低1名が参加する小グループを組織し、共同で取り組むテーマ・課題を設定し、ZOOM等の遠隔通信ツールを利用したグループ作業を通じて各国の状況や関連する法令についての知識を共有するとともに、特に日本人学生についてみられる上記弱点を予め解消する機会を与えることをねらったオンラインによる小グループ教育を新たに導入する。これにより、積極性、コミュニケーション力、語学力の向上、及びグローバルリーダーには必須の課題設定能力(アジアの現在を認識し、問題点を析出し、それに対する一定の解を導き出す能力)の涵養が期待される。なお、小グループ教育は、実渡航後も維持継続することにより、単なる留学支援でなく、学生間交流事業としての本プログラムの趣旨を効果的に実現することを目指す。

モード3における交流プログラムの具体的な内容は、以下のとおりである(本学において実施する内容に焦点を当てて、説明する)。

まず、モード3においては、実渡航のみによる交流は実施せず、全て実渡航とオンラインとのハイブリッド型の交流で実施する。したがって、本プログラムでは、実渡航による交流、オンライン交流及び実渡航とオンラインのハイブリッド型と明確に区分して計画をたてることが困難なため、以下まとめて記述する。

<長期派遣前>オンライン交流を中心とした活動

参加学生は毎年10名、1年生の段階で募集をし、参加学生はまず中韓星の法と政治の基本を学ぶ。そのために派遣1年前の時点から、語学(英語、中国語及び韓国語)並びに中国・韓国・東南アジア(シンガポールを含む)の法・政治に関する講義(事前教育)を提供し、基礎的な学力を備えさせる。語学は外国人非常勤講師が、法と政治に関する講義は中国・韓国・東南アジア(シンガポールを含む)の法と政治を専門とする専任教員(日本人・外国人)又は外部専門家(参加校所属の教員も含む)が、担当する。

日中韓星の参加学生で小グループを組み、そのグループには各国から最低1名が参加していることとし、週に1度を目処に、オンラインでの学習会を開催する。各グループには基幹大学から指導教員1名を充てるとともに、本プログラム修了生を中心とした学生チュータを配置し、助言やアドバイスを適切に提供するとともに、感染症の影響が継続している場合は、その面でも参加学生の心身のケアに留意したアドバイスを行う。小グループ活動を通じて実渡航に向けた**基本的な事項の学習**(日中韓星の基本情報、日常生活や文化に関する情報など)を行うとともに、学生同士の交流を通じた**語学力のブラッシュアップ**(英語+中国語、韓国語)、共通の興味関心や問題意識に基づいた**研究テーマ・課題の設定**と実渡航後に本格的に取り組む**共同研究の準備活動**を行う。この小グループは実渡航が終了した後も維持され、本プログラム修了までにグループとして何らかの**活動成果を公表**することを義務づける。

小グループ活動の中では、環境問題、超少子高齢社会問題、SDGsなどから共通する課題を設定し、その課題解決にあたっての各国の法令に関する情報提供を行い、比較検討して各国の法令や政策の長所短所を分析し、それがいかなる社会的・文化的・経済的背景によるものなのかを析出する、といった作業を行わせる。必要に応じて、当該分野に詳しい参加大学の教員や外部専門家がアドホックにオンラインで参加し、解説などを行う。この作業を通じて、東アジアに共通する問題を共通する法でどのように解決できるのかを考える端緒とする。これにより、単に各国で制定されている法令を表面的に比較してつなぎ合わせるだけでは共通法とはいえず、その背景に踏み込んで共通法の可能性を模索することの重要性を認識し、そのことが将来的には東アジア共通法の構築のためのプラットフォームを形成することにつながるのだということを気付かせる。

＜長期派遣＞実渡航を中心とするが、一部オンラインとのハイブリッド型で実施

モード1・2と同様に、長期派遣(実渡航)期間は半年ないし1年を基本とする。本プログラムに参加する学生の多くが学部生であることに鑑み、アジア諸国を内面的に理解するには短期間で多くの国を巡回するよりはむしろ、特定の国にフォーカスして深く理解した方が結果として学習効果が高いであろうとの考えから、**参加大学のうちの1カ所(1カ国)への長期派遣を基本**とする。ただし、参加学生の興味関心やキャリアデザインを考慮して、**2カ国ないしは3カ国への長期滞在も可能**とする。複数国に長期滞在する場合でも、**トータルの派遣期間は最長1年**とする。長期派遣されていない国には長期休業期間等を利用して、**調査研究(フィールドワーク)**やグローバル企業や法律事務所等での**実務実習(インターンシップ)**といったかたちで訪問・滞在することで、**全参加国に実渡航**する。また、研究テーマによっては、**名古屋大学がASEAN諸国で展開する日本法教育研究センターでのフィールドワークも可能**とする。

派遣された大学においては、**共通科目の受講を義務付ける**が、これは、パンデミックの終熄状況如何によっては、派遣前に**オンラインで受講することも可**とする。共通科目の内容は、学部学生と大学院生で異なる。

・学部生の場合 ①派遣先国の法・政治に関する入門講義A・B、②社会科学的素養と国際社会への視野を養うための世界を対照とした比較法・政治を扱う講義A・B、③社会科学分野に特化したものを含めた語学科目A・B、をそれぞれ設定する(各2単位、各セメスターで提供されるため、半期滞Inの場合6単位、1年滞Inの場合12単位、それぞれ取得することが求められる)。

・大学院生の場合 ①アジア法研究Ⅰ(アジア比較法)A・B、②アジア法研究Ⅱ(アジア共通法)A・B(各2単位。大学院生の場合、半期4単位を取得することが求められる)。加えて、実派遣終了時に派遣大学と受入大学の指導教員などが出席する報告会を設定し、そこで東アジア法に関する研究成果を発表することで、プログラムの履修生の資格を獲得する。

なお、長期派遣先国においても、座学教育だけでなく、実務経験を通じて今後の学習への動機付けを行うとともに学生自身のキャリアデザインと連携させることを目的として、モード1・2同様、学生に対して**インターンシップの機会を提供**する。インターンシップ実施機関は、弁護士事務所、企業、公共機関(総領事館、政府系機関など)を予定している。

長期派遣期間中も、実渡航前に組織された小グループでの活動は継続する。この時期では、グループで設定した課題の各自の分担についての進捗状況の報告や経験・情報の共有といった学習活動のみならず、慣れぬ派遣先での生活についての相談(グループ内には各国出身の学生が必ず1人存在することも大きい)といった日常のケアまで可能となるため、**長期派遣の円滑化**にも資することが期待される。また、感染症による入国時の特段の措置(隔離等)が必要な場合、入国時の移動や隔離中の生活等についてきめ細かな対応をする(すでに2020年以降、そのような対応を行ってきているところである)。

＜長期派遣終了後＞オンライン交流を中心とした活動

モード1・2においても、長期派遣終了後も本プログラム参加学生は継続して活動を行っていたが、長期派遣期間の学習成果の総括、同窓会活動、後進の指導などの活動が中心であり、長期派遣終了によって自身の勉学は一段落するという感覚を参加学生が抱いていたことは否めない。モード3において各参加大学の学生からなる小グループ活動を設定した真の狙いの一つはまさにそこにあり、**長期派遣が終了した後もグループで設定した課題に対する解を模索する場を提供することで、学習を継続**することが期待される。また、この作業を通じて新たな問題や課題を発見する経験が、大学院への進学ないしはプロフェッショナルへの道へとつながり、さらに将来的には、東アジア共通法の構築のためのプラットフォームを作ることでできる人材、東アジアの法と政治を内面的に理解した上でこれを運用し、世界に発信することができ、東アジアのみならず世界で活躍することができる人材、さらにその先のアジア共通法の形成と運用の中核的な役割を担うことが期待される人材として活躍することへとつながるのである。

小グループ活動による**研究成果の発表**は、モード1・2においても実施されてきた「**キャンパスアジア学生シンポジウム**」(同期の参加学生が一堂に会する場)で行われることが予定されるが、オンラインでの実施も視野に入れている。また、**同窓会報**はじめ本学紀要や本プログラムウェブサイトなどで研究成果を文字化して公表することも予定している。

＜長期派遣への参加(実渡航)が困難な学生＞オンライン交流

諸般の事情で**実渡航することが困難な学生に対しても本プログラムへの参加を認める**。実渡航を除き、交流内容は上記と同じであるが、自身が所属する小グループの中韓星の学生が日本に渡航してきた際に日本滞Inのサポートをしたり日本で実際に交流したりすることができ、それらを通じて実渡航に準じた体験を可能とし、将来的には東アジア・世界で活躍する人材となることが期待される。

＜パンデミック等で実渡航の実施が困難となった場合＞オンライン交流

実渡航は長期派遣がメインとなるが、それがパンデミック等で実施不可能となった場合には、長期学生に課されている共通科目の受講はオンラインで実施することで対応が可能である。また、研究発表の場である「**キャンパスアジア学生シンポジウム**」もオンラインでの実施に問題はない。その他、インターンシップやフィールドワークについてはオンライン交流で代替することは不可能ではあるが、小グループでの研究活動については、参加学生が自国の状況につき調査報告し、全員がオンラインでディスカッションを行うことが前提とされている(そもそも対面で実施する機会が非常に少ない)ため、**実渡航が困難となったとしても実施が中止となる可能性は低く、オンライン交流のみで実施することは十分に可能**であると判断する。

(i) 実渡航による交流

本プログラムは原則として実渡航とオンラインを組み合わせたハイブリッド型の交流で実施するため、**実渡航による交流のみに該当するのは、文部科学省が推奨しない実施期間が3ヶ月未満の短期プログラムのみ**である。

本プログラムのモード1・2では、中国・韓国に長期派遣される予定の学生を対象とした、2週間弱の「事前研修」及び法科大学院生・法学研究科生を対象とした10日間程度の「附属プログラム」を実施してきた。モード3では、**本プログラムに参加する学生を増加させる目的**で、本プログラムの一部として、短期プログラムを実施する。学部生・大学院生を対象とし、10名を限度とする。学部・大学院別の定員は設けない。長期休暇を利用し、期間は10日程度とする。

なお、本プログラムに参加する中韓星の学生で本学に短期で派遣される学生はインターナショナル・サマー・セミナー (ISS) に参加する学生のみである。ISSの実施期間も2週間から1ヶ月程度が予定されているが、本学の他のプロジェクトと共催する関係から、詳細は後日決定する(なお、モード3では、中韓星からの短期参加学生は本プログラム参加学生とはみなさないこととしている)。

(ii) オンライン交流

オンラインによる小グループ活動は、オンラインを中心とした交流となる。上記<長期派遣前>及び<長期派遣修了後>はオンライン交流を中心とした交流となるが、小グループ活動は本プログラムに参加した時点で始まり、修了する時点で終了するため、<長期派遣>期間中も継続することとなる。また、<長期派遣への参加(実渡航)が困難な学生><パンデミック等で実渡航の実施が困難となった場合>もオンライン交流のみで実施する。何れも内容の詳細は上述したとおりである。

(iii) 実渡航とオンラインを組み合わせたハイブリッド型の交流

本プログラムは原則として実渡航とオンラインを組み合わせたハイブリッド型の交流で実施する。詳細は上述したとおりである。

(大学名 : 名古屋大学①)

(タイプ A① : CAプラス)

⑤ 質の保証を伴った魅力的な大学間交流の枠組み形成 【4 ページ以内】

【実績・準備状況】

<参加大学の適格性>

本プログラムに参加する大学は、いずれもIAUのWHEDに掲載されている大学である(中国人民大学:IAU-013971、清華大学:IAU-016917、上海交通大学:IAU-015256、成均館大学校:IAU-015961、ソウル国立大学校:IAU-015168、シンガポール国立大学:IAU-012554)。

モード3からはシンガポール国立大学が本プログラムに参加する。同大学はこれまでにアジアのみならず世界で活躍する人材を多数輩出しており、また、オックスブリッジやハーヴァード大学などの世界トップクラスの大学との交流も活発である。それら交流を通じて、同大学はグローバルエリート育成のノウハウを培ってきた。同大学が本プログラムに加入し、QA協議会(後述)で本プログラム参加大学とともに活動することにより、同大学の持つ人材育成のノウハウを共有することが可能となり、本プログラムの質の保証がより強化されるだけでなく、質そのものが大幅に向上することが期待される。

<カリキュラム構成>

「④交流プログラムの内容」で述べたとおり、本プログラムがパイロット・プログラムとして実施されていたモード1開始の段階で、本プログラム参加校は相互の間で「交流プログラム協定」及び「交流プログラム規則」を締結し、本プログラムのカリキュラム構成(本プログラム修了認定に必要とされる共通科目の設定、内容、単位数など)や成績管理・単位認定について規定し、これに基づいて管理・運営されてきた。また、後述するQuality Assurance協議会(以下、QA協議会)での審議、検討及び協議を経て、「交流プログラム協定」及び「交流プログラム規則」の内容は絶えずUpdateされてきた。モード2で参加学生を大学院生にも開放したが、それにとまう「交流プログラム協定」及び「交流プログラム規則」の改訂もQA協議会において行われている。

<QA協議会>

本プログラムのモード1・2では、日中韓3か国の間で共通した人材育成を目指してきた。そのためには参加大学が協働して、本プログラムの質を保証することが必要であることから、全参加大学からなるQA協議会を設立し、本プログラムの運営方法や課題などについて検討し、対応してきている。具体的には、派遣・受入学生の選抜・確定、共通科目の教育内容、成績評価等にかかるガイドラインの作成・改訂、参加大学のカリキュラムの確認、成績評価、単位認定など、質の保証された教育の共同実施を可能にするために必要な制度についての検討が行われている。また、各参加大学の教員及びスタッフが各々QA実施委員として本プログラムを実施するにあたり、質保証に関する検討を行うため、実施委員会を定期的に実施している。

モード3においても、QA協議会の仕組みを維持し、質の保証、学生の便宜及びプログラムの実施に支障をきたさないよう、万全の体制で運営に臨むこととしている。

<単位認定・成績管理に関する規定>

モード1の段階から、本プログラム参加学生全員の成績認定、成績管理は、QA協議会を通じて行われている。本プログラム参加学生が履修した科目の成績評価は、QA協議会が策定するガイドラインにもとづいて厳格に行っている。すなわち、講義担当者が原案となる成績評価を行い、その原案をQA協議会において審議し、了承されることで確定される。このような手続を通じて、単位の実質化及び質の保証を図っている。

本プログラム参加学生が長期派遣中に派遣先大学で履修した単位については、モード1の段階から、本学での卒業所要単位に組み入れるための振替認定(単位互換)を行っている。これは、以下の手順で行われる。まず、本プログラム参加学生の成績はQA協議会によって確定される。本学での単位互換は、本学の学務委員会によって行われ、教授会での審議・了承により確定する。英文のシラバスは電子化され参加大学間で共有されているが、実際に受講した講義の内容を確認する必要があるため、現地語によるシラバスを受講生が日本語に翻訳したもの、及び実際の講義内容の概要を記したものの提出を学生に求め、それを派遣先大学に照会する。次に、単位制度・授業時間数など制度面についての情報はモード1の段階から参加大学間で共有されているが、念のためにこれを確認し、その上で履修単位の内容を詳細に検討し、本学で振替認定をするにふさわしい内容であると判断された場合には、振替認定を行う。QA協議会による質の保証の確保に、学務委員会による単位互換を加えることで、質の保証をより確実なものとしている。

また、単位互換の上限管理については「交流プログラム協定」に規定し、これに基づいて厳格に実施している。

なお、共通科目を履修して単位を取得した1年間の学部交換学生、及び受入大学の教員の指導の下、研究活動を行った1年間の大学院交換学生には、ユス・コムーネトライアングル交流プログラムの事務局からディプロマが授与されている。

<教員配置・教育体制>

中国・韓国の法律学・政治学を専門とする教員、中国・韓国への留学経験のある教員、日本で学位を取得した外国人教員を本プログラムの中心に配置するとともに、英語による講義が可能な教員(日本人及び外国人)を確保・配置することによって、国際的な対応能力の高い教職員による教育を実施してきている。また、日本人学生の事前教育を担当する教員として外国人非常勤講師(英語、中国語、韓国語各1名)を雇用するとともに、本プログラム専従の事務職員には海外留学・海外勤務の経験を有し、高い語学力と国際的視野を備えた者を採用することによって、国際的な対応能力の向上に努めている。また、特別講義などのかたちで、学外の中国・韓国の法や政治の専門家(日本人及び外国人)をアドホックに招聘し、参加学生の学力向上に取り組んでいる。

部局としての取り組みの一環として、留学生対応にかかるFDを実施し、部局全体の対応能力の向上に努めている。また、少なくとも毎月1回、本プログラムに携わる教職員(非常勤講師を除く)による会議を開催したり、メーリングリストやデータベースを作成したりし、これらを利用することによって教員・事務スタッフ間で経験と情報を共有し、もって対応能力の向上に努めてきている。

<中国人民大学法学院のティーチング・アチーブメント・アワード受賞>

本プログラムの中国側主幹校である中国人民大学法学院は、モード1の2014年及びモード2の2018年に、同校の法学分野の高度人材育成についての活動が中国政府のティーチング・アチーブメント・アワード(国家級教学成果一等賞)を受賞した。本プログラムでの活動及び成果が同賞の評価対象の一つに挙げられていたことから、同賞の受賞は、モード1・2における本プログラムの取り組みが、質の高い魅力的な大学間交流であると評価されたことの証左であるといえる。

<成均館大学校とのダブルディグリー協定の締結>

名古屋大学大学院法学研究科と韓国・成均館大学校大学院法学科及び成均館大学校社会科学大学は、本プログラムの経験と成果に基づき、教育の国際化と多様化を通じて教育の全体的な質を一層向上させることを目的として、2017年9月からダブル・ディグリープログラム実施に向けた本格的な協議を開始した。両大学にはこれまでに本プログラムを通じた豊富な経験と実績があったとはいえ、日韓両国の関連法令上の制約や両大学の制度上の関係から、入学審査、学位審査、カリキュラム策定等で様々な困難や問題をクリアする必要があったものの、2019年1月17日、名古屋大学において、ダブル・ディグリープログラム覚書の調印式に至った。

<シンガポール国立大学の加入にともなう対応>

前述のとおり、本申請書提出時点において、シンガポール国立大学との間で、「交流プログラム協定」及び「交流プログラム規則」を2021年9月に締結することで合意しており、モード3においては、シンガポール国立大学が従来からの参加校と同様の立場で参加する。すなわち、同大学はシンガポール側の参加校として本プログラムに参加し、QA協議会を通じて本プログラムの運営にあたる。同大学からは、参加学生の長期派遣の送り出し・受け入れ、小グループでの活動に対する専任教員の参加、シンガポールでのインターンシップをはじめとする学生活動のアレンジ、同大学が主催するアジア法に関するワークショップへの学生の参加、これまでに他大学との交流や他のプログラムで培ってきた人材育成に関するノウハウを踏まえた本プログラムに対する助言などのかたちで、本プログラムに積極的に参加する。

【計画内容】

本プログラムは原則として実渡航とオンラインを組み合わせたハイブリッド型の交流で実施するため、実渡航による交流のみに参加する学生や、オンライン交流のみに参加する学生は、いずれも少数に留まると考えられる。したがって、本プログラムでは、実渡航による交流、オンライン交流及び実渡航とオンラインのハイブリッド型と明確に区分して計画をたてるのが困難なため、以下まとめて記述する。

本プログラムをQA協議会での協議に基づいて運用し、それによって本プログラムの質の保証を図るという体制は、モード1・2を通じて実行されており、これはモード3においても維持される。すなわち、本プログラム参加学生の募集、オンラインによる小グループ教育の実施、長期派遣・受入学生の選抜・確定、共通科目の教育内容、成績評価等にかかるガイドラインの作成・改訂、参加大学のカリキュラムの確認、成績評価、単位認定など、質の保証された教育の共同実施を可能にするために必要な制度については、全てQA協議会での協議に基づいて決定・実施される。

オンラインによる小グループ教育については、各グループに基幹大学から指導教員1名を充てるとともに、実派遣前及び実派遣終了後のグループディスカッションを単位化することにより、小グループでの活動をQA協議会による評価の対象とし、質の保証を図る。また、実派遣前及び実派遣終了後に、各グループの研究テーマに即した学内外の専門家によるオンライン講義を開講したり、活動成果の発表会を設定したりすることで、本プログラムに参加・関与する者以外からの評価を可能とすることができる。これは、質の保証にプラスとなるばかりでなく、参加学生の学習効果を向上させるとともに学習の動機付けともなり、また外部に活動を発信することで優秀な学生の本プログラムへの参加要因とすることも可能となる。

なお、本プログラムでは、上記のように、主にQA協議会を通じて、質の保証、カリキュラム構成(本プログラム修了認定に必要とされる共通科目の設定、内容、単位数など)の設定を行ってきたが、本プログラムの質のいっそうの向上とモード3では、ルーブリック評価をはじめとする他の学習到達状況の確認・評価システムの開発にも積極的に取り組んでいきたいと考えている。

(i) 実渡航による交流

本プログラムは原則として実渡航とオンラインを組み合わせたハイブリッド型の交流で実施するため、実渡航による交流のみに該当するのは、文部科学省が推奨しない実施期間が3ヶ月未満の短期プログラムのみである。モード3では、短期プログラムは本プログラムに参加する学生を増やす目的で実施される。内容も裁判所や検察機関、弁護士事務所などの訪問や学生交流が中心であり、単位化もなされていない。したがって、本プログラムの質の保証とは直接の関係はない。もっとも、実施内容については事前に中韓の参加校と綿密に打合せを行い、参加校の協力の下で実施され、QA協議会にも実施が報告されており、質の保証は一定程度なされていることを付言する。

(ii) オンライン交流

オンラインによる小グループ教育については、QA協議会による質の保証を可能としている。詳細は上述したとおりである。

(iii) 実渡航とオンラインを組み合わせたハイブリッド型の交流

本プログラムは原則として実渡航とオンラインを組み合わせたハイブリッド型の交流で実施する。詳細は上述したとおりである。

(大学名： 名古屋大学①)

(タイプ A①：CAプラス)

達成目標 【①～④合わせて7ページ以内】

① 将来の関係を見据えた連携強化に資する目標について

(i) 事業計画全体の達成目標（事業開始～2025年度まで）

名古屋大学大学院法学研究科は、アジア各国との連携強化を目的として、1991年に日本ではじめて、機関としてアジア諸国の法・政治についての研究教育を開始することを決定し、1990年代中期から、市場経済への移行など経済的・社会的改革を進めるアジア諸国に対する法整備支援事業に取り組んできた。その中で、法令の整備だけでなく、実際の立法・行政活動に携わる実務家や、次世代の法律家を育てる研究者を養成するため、これらの国々から多くの留学生を受け入れて教育を行ってきた。本プログラムに参加する中韓星の三カ国はここにいる法整備支援の直接の対象国ではないが、アジアの法整備支援対象国と日本とをつなぐ存在として、**本学はこれまでに中韓からの留学生も多数受け入れてきており、日中韓の架け橋となる人材を多数育成してきた。**本プログラムもその延長線上に位置付けられている。

本プログラムは、モード1(パイロット・プログラム)の段階から今回申請するモード3に至るまで、一貫して東アジア共通法の形成にむけた人材育成を柱にしている。国際取引法や国際経済法などの分野において、国際的・地域的に統一法が形成されてきた背景には、平和への希求、国境を越えた経済活動の活発化、近時では国境概念そのものの希薄化(ボーダーレス化)といった要因がある。情報通信や交通・輸送手段の急激な発達・高度化によりヒト・モノ・カネが地球規模で自由に移動する(その大前提としては紛争のない平和な世界状況が指摘できる)グローバル化の中では、**様々な分野で共通法制定に向けた動きが進んでいる。**

東アジアに注目すれば、日中韓三カ国は歴史認識問題や領有権・領土問題など様々な問題や矛盾を抱えながらも、経済的・文化的な結びつきが非常に強く、今後もその連携を深め、アジアに対して共同で指導力を発揮していくことが求められている。そこで、政治・経済・外交的な連携の基礎となる社会的インフラストラクチャ、なかでも**法を共有するとともに、それを三ヶ国で協調して運用することのできる人材、将来的には東アジア共通法の構築のためのプラットフォームを作ることのできる人材の育成**は、三カ国の連携強化、ひいては東アジアのみならず世界の平和と繁栄にとっても非常に重要である。

もっとも、これは東アジア各国が単純に共通する法を制定すればよいという次元の話ではない。表層的なレベルに留まる「共通法」の制定は、かえって解釈の相違からくる相互の不信を生じさせ、東アジア各国の分断をもたらしかねない。すなわち、**真の意味でのアジア共通法を構築する必要がある**のであり、そのためには東アジア各国を内在的に理解し、それにより社会的、文化的な共通性を認識し理解するだけでなく、相違点をも十分に認識し理解する人材の育成が重要となる。そのため、本プログラムでは参加学生が**半年以上1年以内の長期留学**をすることを義務づけ、現地での学習及び生活を通じて**東アジアを肌感覚で理解**するとともに、**派遣先国で人的ネットワークを構築する機会**を与えている。グローバル化の進展とともに、国家レベルの国際交流だけでなく個人レベル・草の根レベルでの交流も重要であるところ、本プログラムでの交流はまさに個人レベルで開始されるのである。同時に、**高度なレベルで将来の東アジア各国間の架け橋となり得る人材を育成**するためには、**参加各国のトップレベルの大学との交流**が必要となる。本プログラムに参加する大学はいずれもその国を代表する大学であり、QA協議会を通じて参加大学間で共通科目の設定など**高い質が保証されたプログラムを参加学生に提供することによって、東アジアの将来を担う人材の育成を可能**としている。

また、モード3では、**ASEAN諸国及び世界の経済をリードするシンガポール**が本プログラムに加入する。シンガポールはアジア・太平洋地域の戦略的な位置にあり、卓越したインフラを備えることから金融と貿易の中心地となっており、加えてさまざまな優遇税制措置により外資系企業を誘致することで、グローバルビジネスの拠点ともなっている。

日本政府は、シンガポール政府との間で「日本・シンガポール新時代経済連携協定」を2002年に締結している(2007年に改訂)。これは、日本にとって初めての経済連携協定であり、このことは、**シンガポールが日本にとって経済的・戦略的に極めて重要な国**であることを示している。同協定は、貿易や投資、金融、情報通信、**人材育成などを含む二国間の経済連携を目指す**こと、相互承認等で制度の調和を図ること、並びに域内貿易・投資の拡大のための措置を講じることを主な内容としている。多くの日本企業がASEANへの玄関としてシンガポールを活用していることから、同協定は**日本とシンガポールの二国間関係の前進のみならず、長期的には日本のASEAN諸国への関与と連携を強固なものにする**ことをも射程にしている。

したがって、同協定が推進する人材育成もまた、**日本・シンガポール二国間のみならず、ASEAN加盟国の人材育成にも役立つ**ことが目指されている(以上、日本・シンガポール共同検討会合報告書(外務省、2000年))。また、日中韓との経済関係が深く、なかでも、多民族国家とはいえ人口比で華人の割合が高く、中国との政治的な関係がとくに強い**シンガポールにとっても、東アジアの法を内在的に理解し運用できる人材の育成は必須**である。

さらに、2020年11月に署名に至った「地域的な包括的経済連携協定」(RCEP)は、アジア及びオセアニア地域における貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化を目指すものであるところ、日中韓及びシンガポールは、この地域の経済発展のリーダー的存在であり、RCEPの下で、経済活動の基盤となる**法制度等の調和や地域の連携強化に貢献できる人材育成を先導していくことが期待**されている。

以上に加え、シンガポールの法制度は、英国法(コモンロー)の大きな影響を受けつつ独自に発展してきており、日中韓の大陸法系の法制度と異なる面が多いが、特に経済活動に関連する分野において、東南アジアはもとより、アジア、さらにはグローバル規模でも、一定の影響力を持っている。そこで、本プログラムにおいて、シンガポールでの教育及び同国の学生の参加が実現することにより、**日中韓のみならず、他のアジア諸国、さらには世界に関われ、通用する東アジア共通法の構築に向けた教育が可能**となる。

上述のように、本プログラムにシンガポールが加入することにより、本プログラム参加者の東アジアに対する理解が多角的かつ深化することが期待され、さらには東アジアだけでなくアジア規模での、ひいては世界で活躍できる人材育成につながる**ことが可能**となる。また、アジアのみならず世界で活躍する人材を多数輩出し、世界ランキング上位に位置するシンガポール国立大学の加入により、**これまで以上の質の高い人材育成プログラムとなる**ことが期待される。

このように、**本プログラムは、将来の日中韓星の連携強化にも資する、質の高い人材育成プログラムとなる**ことが期待できる。

(ii) 中間評価までの達成目標（事業開始～2022年度まで）

本プログラムは、モード1・2の段階で、すでに日中韓三カ国の連携強化のための事業となっており、モード3ではこれをシンガポールに拡大するために、中間評価までに以下の手当てを行う。

- 1) 2021年度内に、日中韓三カ国6大学7学部間で締結されている交流プログラム協定及び交流プログラム規則に、シンガポール国立大学を追加し、更新する。
- 2) 2021年度内に、日中韓三カ国6大学7学部にシンガポール国立大学を加えてQA協議会を開催し、本プログラムのモード3を正式にキックオフする。

② 養成しようとするグローバル人材像について

(i) 事業計画全体の達成目標 (事業開始～2025年度まで)

本プログラムが最終的に養成しようとする人材は、1.東アジアの法について基礎的理解を有し、2.それらを協調して運用することができ、3.東アジアの法に関する情報を世界に向けて発信することができ、4.将来的には東アジア共通法の構築のためのプラットフォームを作ることのできる人材、そしてさらに、将来的にはアジアの国々ひいては世界が抱える問題や直面する課題の解決にあたることができるよう成長し得る人材である。本プログラムはそこに至るまでのプロセスの一部であり、最終的な人材像に至るには、卒業後の実務経験等が必須となってくるであろうことはいうまでもないが、本プログラムは、このようなゴールに至るまでのプロセスの一部を提供するものと位置づけられる。

本プログラムを修了した学生(本学からの参加者)が到達しているべき水準は、参加学生の身分(学部生・大学院生)にしたがって、以下のとおりとする。

<学部生>

- ・東アジア各国及びシンガポールの基本的な法制度を、少なくとも日本語で理解していること。
 - ・自国の法情報の基本的な部分については、英語で説明できること。
 - ・長期滞在した国の法制度について、少なくとも基本的な部分は、英語及び現地の言語で資料を収集し、読解できること。
 - ・グループディスカッションを通じて、日本を含むアジア諸国が抱える様々な問題を認識し、それに関連する情報を日本語、英語及び中国語や韓国語で収集し、英語でディスカッションすることができること。
 - ・上記ディスカッションの結論について、遠隔ミーティングのメンバーとともに、英語でプレゼンテーションができること。
- 卒業後の具体的な進路としては、日中韓星で活躍するグローバルな視野を持つ公務員(国際、国家、地方)、グローバルな企業人材、法科大学院を含む大学院進学が想定される。

<大学院生>

大学院生は上記学部生の到達水準に、以下の要素を加える。

- ・グループディスカッションだけでなく、単独で日本を含むアジア諸国が抱える様々な問題を認識し、課題設定ができること。
- ・専門とする領域については、英語と現地の言語によって、資料収集、フィールドワーク、研究会等でのプレゼンテーション及び論文執筆ができること。

大学院修了後の具体的な進路としては、法曹、ハイクラスのグローバルな視野を持つ公務員(国際、国家、地方)、グローバル企業の高度専門人材(法務、研究職など)、大学や研究機関の研究者、博士後期課程への進学が想定される。

(ii) 中間評価までの達成目標 (事業開始～2022年度まで)

事業計画全体の達成目標に準ずる。

本プログラムが養成しようとする人材像は、モード1・2の段階から一貫している。すなわち、1.東アジアの法について基礎的理解を有し、2.それらを協調して運用することができ、3.東アジアの法に関する情報を世界に向けて発信することができ、4.将来的には東アジア共通法の構築のためのプラットフォームを作ることのできる人材、そしてさらに、将来的にはアジアの国々ひいては世界が抱える問題や直面する課題の解決にあたることのできるよう成長し得る人材である。

モード3からシンガポールが参加するため、モード3における事業計画全体の達成目標は、モード1・2のそれをシンガポールの参加にあわせてバージョンアップさせている。しかし、2023年度までの本プログラム修了生はモード2、すなわち日中韓三カ国での人材育成プログラムに参加した学生が中心となる。従って、事業計画全体の達成目標のうち、シンガポールに関する部分についてまで要求することは妥当ではないと判断し、目標から除外することとする。

(大学名： 名古屋大学①) (タイプ A①：CAプラス)

③-1 学生に修得させる具体的能力のうち、一定の外国語力基準をクリアする日本人学生数の推移について

(i) 本事業計画において定める外国語力基準及び同基準をクリアする学生数に関する達成目標

単位：人（延べ人数）

外国語力基準	達成目標	
	中間評価まで (事業開始～ 2022年度まで)	事後評価まで (事業開始～ 2025年度まで)
【参考】本事業計画において派遣する日本人学生合計数	60	150
1 PBT-TOEFL540点、TOEIC700点	60	150
2 PBT-TOEFL570点、TOEIC800点	30	80
3 HSK筆記2級	40	90
4 HSK筆記4級	30	45
5 一般韓国語能力試験2級	20	60
6 一般韓国語能力試験4級	15	30

- ①事業開始時に多くの学生が、完成年度において全ての学生が到達していることが期待される基準
E-1:英語(中国・韓国派遣学生共通):派遣時PBT-TOEFL540点、TOEIC700点
- ②事業開始時に一部の学生が、完成年度において半数程度の学生が到達することが望ましい基準
E-2:英語(中国・韓国派遣学生共通):卒業時PBT-TOEFL570点、TOEIC800点
C-1:中国語(中国派遣学生):派遣時HSK筆記2級
C-2:卒業時HSK筆記4級
K-1:韓国・朝鮮語(韓国派遣学生):派遣時一般韓国語能力試験2級
K-2:卒業時一般韓国語能力試験4級

(ii) 外国語力基準を定めた考え方

本プログラムは日本、中国、韓国及びシンガポールという多国間の学生交流事業となることから、まずは**参加学生の英語力が問われる**。モード3では世界への発信も重要な課題の一つに加えられ、また英語による教育が充実しているシンガポール国立大学が参加するため、**従来に増して英語力の獲得が求められる**。また、本プログラムは、東アジア共通法を構築するためのプラットフォームを作ることができる人材を育成することを目標としているが、そのためには**東アジアを内在的に理解することが必要**となる。そのためには英語力だけでは不十分で、**東アジア各国の語学力も必須**となる。しかし東アジア各国の言語を全てマスターする(させる)ことは極めて困難であることから、中国語もしくは韓国語の習得を達成目標に加えている。

(i)に示した基準を設定した理由は、(1)プログラムにおける**共通言語は英語**であるので、長期派遣開始前・終了後の遠隔による小グループでのミーティングやディスカッション、各大学が提供する英語講義(実渡航の場合は対面、それが叶わない場合はオンライン)に**問題なく参加できる程度の英語力を最低限備えている必要があること**、(2)本プログラムの核心は東アジア各国を内在的に理解することであり、そのためには**派遣先の文化の基盤である言語について、少なくともその基礎レベルは習得していることが求められること**、(3)派遣後、さらに派遣先の法と政治を扱う**高度職業人**となっていくことが期待されるが、立法資料をはじめとする重要な資料が現地語によるものしかないことから、**より高いレベルでの現地語の能力を備えていることが望ましいこと**、である。

上記のうち、(1)については、そもそも長期派遣の前提となるため、早期に100%達成していることが求められるのに対し、(2)については、派遣前にその水準に達していることが望ましいが、実際には派遣先での勉強や現地での日常生活を通じて涵養される能力であることに鑑み、計画終了段階で100%達成すると考えられる。また、(3)については、むしろ派遣後に期待される能力であるので、計画終了段階において、半数程度が修得していればよいと考えられる。

なお、**モード2の実績**からみて、(1)については長期派遣前の達成率が50%前後、長期派遣後の達成率が70~80%となっていることから、**英語に関する事前教育をこれまで以上に強化**するとともに、モード3から実施する**オンラインによる小グループ教育を通じて向上させる**ことを目指す。他方、(2)(3)については、長期派遣前は50%前後の達成率であるところ、**長期派遣後の達成率は100%**になっており、**中国語・韓国語に関する上の目標設定が合理的**であることがわかる。

(iii) 事業計画全体の目標達成に向けたプロセス（事業開始～2025年度まで）

英語能力:長期派遣前に、英語教育を専門とする外国人非常勤講師による事前教育を週に2回、課外授業として実施する。これと同時に、日本人学生の英語力(英語でのコミュニケーション力も含む)を狙って、オンラインによる小グループ教育を実施する。ここでは、実渡航前に参加各国から最低1名が参加する小グループを組織し、共同で取り組むテーマ・課題を設定し、ZOOM等の遠隔通信ツールを利用したディスカッションなどを行う。**各国の同世代の学生が英語でコミュニケーションを行うことで、活きた英語に触れることにより英語力が向上する**だけでなく、自分たちの英語力の弱さを実感することで**日本人学生の挑戦意欲や向上心に刺激を与え**、それにより英語力が向上することも狙っている。**長期派遣時**には、本人や派遣先大学と連絡をとりながら、英語講義の聞き取りや発表などへのサポートを行う。**長期派遣後**には、個別ケアを行うとともに、名古屋大学において英語で行われている授業の受講などを勧めたり、先のオンラインによる小グループ教育を継続したりすることで、さらに英語力を向上させる。これらを通じて設定目標を達成する。

中国語・韓国語能力:長期派遣前に、中国・韓国への長期留学経験のある教員による個別ケアを行うとともに、全学教育の中国語・韓国語講義を受講させる。オンラインによる小グループ教育には派遣先の大学から最低1名は参加しているので、その学生との間で相互学習(日本人学生が日本語を教え、中国人学生・韓国人学生が中国語・韓国語を教える)を行うなどして、中国語学習・韓国語学習に対する意識付けと語学力向上を図る。**長期派遣が決定した学生**には、渡航前に短期(2週間程度)の**中国語・韓国語の事前教育を実施**する予定である。**長期派遣時**には、派遣先大学が提供する中国語・韓国語教育を受講させ、その成果を随時点検する。**長期派遣後**には、中国・韓国への長期留学経験のある教員が個別ケアを行い、同時にオンラインによる小グループ教育での相互学習などを継続して実施するとともに、外書講読を受講することにより、さらに中国語・韓国語の語学力を向上させることで、設定目標を達成する。

(iv) 中間評価までの目標達成に向けたプロセス（事業開始～2022年度まで）

英語能力:事業計画全体の達成目標に同じ。

中国語・韓国語能力:事業計画全体の達成目標に同じ。

(大学名： 名古屋大学①) (タイプ A①：CAプラス)

③-2 学生に修得させる具体的能力のうち、「③-1」以外について

(i) 事業計画全体の達成目標 (事業開始～2025年度まで)

「②養成しようとするグローバル人材像について」でも触れたとおり、参加学生の身分(学部生・大学院生)によって本プログラムを修了した時点で学生が到達しているべき水準が異なることから、学生に修得させるべき具体的能力も自ずと異なってくる。

<学部生>

- ・東アジア各国の基本的な法制度に関する理解(日本語)。
- ・自国の法情報の基本的な部分について、英語で説明できる程度の理解。
- ・長期滞在した国の法制度について、少なくとも基本的な部分についての資料を収集し、読解できる能力(日本語、英語及び現地語)。
- ・グループディスカッションを通じて、日本を含むアジア諸国が抱える様々な問題を認識することができる能力。
- ・ZOOMなどのICTを活用することができる能力。

<大学院生>

大学院生は上記学部生に修得させるべき具体的能力に、以下の能力を加える。

- ・グループディスカッションだけでなく、単独で日本を含むアジア諸国が抱える様々な問題を認識し、課題設定ができる能力。
- ・専門とする領域については、英語と現地の言語によって、資料収集、フィールドワーク、研究会等でのプレゼンテーション及び論文執筆ができる能力。

(ii) 中間評価までの達成目標 (事業開始～2022年度まで)

(i)に同じ。

④ 質の保証を伴った大学間交流の枠組みの形成及び拡大に向けた具体的な取組について

(i) 事業計画全体の達成目標 (事業開始～2025年度まで)

以下のとおり、本プログラムにおいては、モード1・2の段階で、すでに日中韓三カ国の質の保証を伴った大学間交流の枠組みは完成している。

本プログラムがパイロット・プログラムとして実施されていたモード1開始の段階で、本プログラム参加校の間で「交流プログラム協定」及び「交流プログラム規則」を締結し、本プログラムのカリキュラム構成(本プログラム修了認定に必要とされる科目、単位など)や成績管理・単位認定について規定し、これに基づいて管理・運営されてきた。

また、本プログラムでは、4か国で共通した人材育成を目指している。そのためには協働して、本プログラムの質を保証することが必要であることから、全参加大学からなるQA協議会を設立し、本交流プログラムの運営方法や課題など(具体的には、派遣・受入学生の選抜・確定、共通科目の教育内容、成績評価等にかかるガイドラインの作成・改訂、参加大学のカリキュラムの確認、成績評価、単位認定など、質の保証された教育の共同実施を可能にするために必要な制度について)の検討が行われている。また、各参加大学の教員及びスタッフが各々QA実施委員としてプログラムの実施にあたり、質保証に関する討議を行う定期的な実施委員会を実施している。

QA協議会は各国持ち回りで、モード1では年に2～3度の頻度で、またモード2では年1～3回の頻度で開催され、また各参加大学の教員及びスタッフは必要に応じて相互に連絡を取り合うなどして、質の保証、学生の便宜及びプログラムの実施に支障をきたさないよう、万全の体制で臨んでいる。

モード3では、これまでの日中韓三カ国6大学7学部間に加え、アジアと世界を結ぶゲートウェイであり、グローバル社会の縮図とも呼ばれるシンガポールから、シンガポール国立大学が本プログラムに加入する。それにより、オックスブリッジやハーヴァード大学との関係が密接な同大学の加入により、これら世界トップクラスの大学との交流で得られた、同大学が有するグローバルエリート育成のノウハウの共有が可能となり、本プログラムの質の保証に留まらない、質の向上が期待される。

(ii) 中間評価までの達成目標 (事業開始～2022年度まで)

本申請書提出時点で、シンガポール国立大学との間で交流プログラム協定及び交流プログラム規則が締結されていないので、早急に手続を進める。

2021年度内に、従来から本プログラムに参加している日中韓三カ国・6大学7学部に加えシンガポール国立大学を加えたQA協議会を開催し、本プログラムのモード3を正式にキックオフする。

(大学名： 名古屋大学①) (タイプ A①：CAプラス)

⑤ 本事業計画において海外に留学する日本人学生数の推移【1 ページ以内】

現状（2020年5月1日現在）※1 (単位：人) 0

(i) 日本人学生数の達成目標

単位：延べ人数

事業計画全体の達成目標（事業開始～2025年度まで）	150
中間評価までの達成目標（事業開始～2022年度まで）	60

(上記の内訳)

(ii) 目標を設定した考え方及び達成までのプロセス（事業計画全体、中間評価までの双方について）

単位：人

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	合計
実際に渡航する学生	0	10	10	10	10	40
自国にて国際教育・交流プログラムをオンラインで受講する学生	29	10	10	10	10	69
実渡航とオンライン受講を行う学生	1	10	10	10	10	41
合計人数	30	30	30	30	30	150

(a) 実渡航による交流

本プログラムは原則として実渡航とオンラインを組み合わせたハイブリッド型の交流で実施するが、本プログラムに参加する学生を増加させる目的で実施する短期プログラムに参加する学生が、本表にいう実際に渡航する学生（実渡航による交流）に該当する。学部生・大学院生を対象とし、10名を限度とする。学部・大学院別の定員は設けない。長期休暇を利用し、期間は10日程度とする。なお、パンデミックが終熄するまでは、実渡航による交流の実施が困難なため、参加する学生数が少数となっている。

(b) オンライン交流

本プログラムは原則として実渡航とオンラインを組み合わせたハイブリッド型の交流で実施するが、諸般の事情で長期派遣に参加できない学生はオンライン交流のみに参加することとなる。参加人数を10名と予定しているが、本来、本プログラムに参加する学生は本プログラムの長期留学制度に興味をもって参加しているため、実渡航を伴わないオンラインによる交流に限定して参加を希望する学生は基本的には少数であるため、パンデミックが終熄した後は、そのほとんどがハイブリッド型に移行するものと思われる。なお、パンデミックが終熄するまでは、ハイブリッド型の交流の実施が困難なため、本来はハイブリッド型に参加する学生（10名）もオンライン交流に参加するほかないため、2021年度は参加者数が多くなっている。学部生・大学院生を対象とし、学部・大学院別の定員は設けない。

(c) 実渡航とオンラインを組み合わせたハイブリッド型の交流

定員を10名とする。学部生・大学院生を対象とし、学部・大学院別の定員は設けない。実渡航前の段階からオンラインによる小グループ教育に参加し、長期派遣を経て、帰国後も同じ小グループで活動をし、学習内容を公の場で発表することで本プログラムを修了する。

長期派遣先は中韓星の1カ国とするが、中間評価までは、長期派遣先は中国または韓国の1カ国とし、原則として10名のうち5名ずつを派遣する。長期派遣されなかった国には、長期休業期間を利用したフィールドワークや実務実習のかたちで訪問し、全参加国での学習・研究が実施できるようにする。なお、パンデミックが終熄するまでは、ハイブリッド型の交流の実施（実渡航）が困難なため、参加する学生数が少なくなっている。

※1 現状は、事業の取組単位（全学、学部等）における2020年5月1日現在の人数。

(大学名： 名古屋大学①) (タイプ A①：CAプラス)

⑥ 本事業計画において受け入れる外国人学生数の推移【1 ページ以内】

現状（2020年5月1日現在）※1	（単位：人）	0
-------------------	--------	---

(i) 外国人学生数の達成目標

単位：延べ人数

事業計画全体の達成目標（事業開始～2025年度まで）	130
中間評価までの達成目標（事業開始～2022年度まで）	52

(上記の内訳)

(ii) 目標を設定した考え方及び達成までのプロセス（事業計画全体、中間評価までの双方について）

単位：人

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	合計
実際に渡航する学生	0	0	0	0	0	0
自国にて国際教育・交流プログラムをオンラインで受講する学生	18	13	13	13	13	70
実渡航とオンライン受講を行う学生	8	13	13	13	13	60
合計人数	26	26	26	26	26	130

(a) 実渡航による交流

本プログラムは原則として実渡航とオンラインを組み合わせたハイブリッド型の交流で実施し、また、海外参加校では実渡航のみで行われる短期プログラムを実施していないため、本表にいう実際に渡航する学生(実渡航による交流のみ)に該当する学生はいない。

(b) オンラインによる交流

本プログラムは原則として実渡航とオンラインを組み合わせたハイブリッド型の交流で実施するため、本プログラムに参加するものの諸般の事情で長期派遣に参加できない学生のみがこれに該当する。本来はハイブリッド型に参加し、日本に実渡航する予定の学生(中・韓各5名、星2～3名、計12～3名)も、パンデミックの影響でオンライン交流に参加するほかないため、2021年度は参加者数が増える予定である。

(c) 実渡航とオンラインを組み合わせたハイブリッド型の交流

定員は、本プログラム全体で日・中・韓各10名、星5名、計25名とする。学部生・大学院生を対象とし、学部・大学院別の定員は設けない。実渡航前の段階からオンラインによる小グループ教育に参加し、長期派遣を経て、帰国後も同じ小グループで活動をし、学習内容を公の場で発表することで本プログラムを修了する。

このうち、本学が長期で受け入れるのは中・韓から各5名、星から5名以内とするが、本プログラムの知名度は中韓では高いが星では開始されて間もないということもあり、中間評価までは、中・韓から各5名、星から若干名とする。本学以外に長期派遣された学生に対しては、長期休業期間を利用したフィールドワークや実務実習のかたちで本学を訪問させることとし、そのことをつうじて全参加国での学習・研究が実施できるようにする。なお、パンデミックが終息するまでは、ハイブリッド型の交流の実施(実渡航)が困難なため、参加する学生数が少なくなっている。

※1 現状は、事業の取組単位（全学、学部等）における2020年5月1日現在の人数。

（大学名： 名古屋大学 ） （タイプ A①： CAプラス）

⑦ 交流学生数について（2021年度は事業開始以後の人数）

（単位：人）

(i) 本事業で計画している交流学生数

中国側大学	韓国側大学	ASEAN側大学
中国人民大学、清華大学、 上海交通大学	成均館大学、ソウル大学	シンガポール国立大学

(i) -1: プログラム全体の派遣・受入交流学生数

各年度の派遣及び受入合計人数 (交流期間、単位取得の有無等 の内訳は (iii) 表参照)	2021年度		2022年度		2023年度		2024年度		2025年度		合計	
	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入
	30	26	30	26	30	26	30	26	30	26	150	130
実際に渡航する学生 (以下「実渡航」)	0	0	10	0	10	0	10	0	10	0	40	0
自国にて国際教育・交流プログラム をオンラインで受講する学生 (以下「オンライン」)	29	18	10	13	10	13	10	13	10	13	69	70
実渡航とオンライン受講を行う学生 (以下「ハイブリッド」)	1	8	10	13	10	13	10	13	10	13	41	60

(i) -2: 日中韓の三カ国共通の財政支援の有無及び交流相手国・地域別 内訳

	2021年度		2022年度		2023年度		2024年度		2025年度		合計		
	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	
三カ国共通の財政支援対象 となる交流学生数	30	26	30	26	30	26	30	26	30	26	150	130	
交流相手国 中国	実渡航	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	オンラ イン	15	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	
	ハイブ リッド	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
交流相手国 韓国	実渡航	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	オンラ イン	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	
	ハイブ リッド	1	3	0	0	0	0	0	0	0	1	3	
交流相手国 ASEAN	実渡航	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	オンラ イン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ハイブ リッド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
交流相手国 中国 及び 韓国	実渡航	0	0	10	0	10	0	10	0	10	40	0	
	オンラ イン	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	18	
	ハイブ リッド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
交流相手国 中国 及び ASEAN	実渡航	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	オンラ イン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ハイブ リッド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
交流相手国 韓国 及び ASEAN	実渡航	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	オンラ イン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ハイブ リッド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
交流相手国 中国、 韓国及び ASEAN	実渡航	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	オンラ イン	0	0	10	13	10	13	10	13	10	13	40	52
	ハイブ リッド	0	0	10	13	10	13	10	13	10	13	40	52
自己負担または大学負担等 による交流学生数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	実渡航	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	オンラ イン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ハイブ リッド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(大学名: 名古屋大学①)

(タイプ A①: CAプラス)

(ii) 国内大学及び交流プログラムごとの交流学生数

交流形態	①	単位取得を伴う交流期間30日未満の交流	A	実渡航
	②	単位取得を伴う交流期間30日以上3ヶ月未満の交流	B	オンライン
	③	単位取得を伴う交流期間3ヶ月以上の交流	C	ハイブリッド
	④	上記以外の交流期間30日未満の交流		
	⑤	上記以外の交流期間30日以上3ヶ月未満の交流		
	⑥	上記以外の交流期間3ヶ月以上の交流		

1. 【代表申請大学】

大学名		名古屋大学																
交流プログラム名 (相手大学名)	交流方向	交流形態	2021年度			2022年度			2023年度			2024年度			2025年度			合計
			A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	
交換留学 (中国人民大学、清華大学、上海交通大学、成均館大学、ソウル大学、シンガポール国立大学)	派遣	③	1	29	0	0	10	10	0	10	10	0	10	10	0	10	10	110
交換留学 (中国人民大学、清華大学、上海交通大学、成均館大学、ソウル大学、シンガポール国立大学)	受入	③	8	18	0	0	13	13	0	13	13	0	13	13	0	13	13	130
短期研修 (中国人民大学、清華大学、上海交通大学、成均館大学、ソウル大学)	派遣	④	0	0	0	10	0	0	10	0	0	10	0	0	10	0	0	40

2. 【国内連携大学等】

大学名																		
交流プログラム名 (相手大学名)	交流方向	交流形態	2021年度			2022年度			2023年度			2024年度			2025年度			合計
			A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	
	派遣																	0
	受入																	0
	派遣																	0
	受入																	0

(大学名： 名古屋大学①) (タイプ A①：CAプラス)

(iii) 本事業で計画している交流学生数（派遣・受入別 各内訳の集計）

【日本人学生の派遣】		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	合計
年度別合計人数		30	30	30	30	30	150
【交流形態別 内訳】							
①	単位取得を伴う交流期間30日未満の交流	0	0	0	0	0	0
	実渡航	0	0	0	0	0	0
	オンライン	0	0	0	0	0	0
	ハイブリッド	0	0	0	0	0	0
②	単位取得を伴う交流期間30日以上3ヶ月未満の交流	0	0	0	0	0	0
	実渡航	0	0	0	0	0	0
	オンライン	0	0	0	0	0	0
	ハイブリッド	0	0	0	0	0	0
③	単位取得を伴う交流期間3ヶ月以上の交流	30	20	20	20	20	110
	実渡航	1	0	0	0	0	1
	オンライン	29	10	10	10	10	69
	ハイブリッド	0	10	10	10	10	40
④	上記以外の交流期間30日未満の交流	0	10	10	10	10	40
	実渡航	0	10	10	10	10	40
	オンライン	0	0	0	0	0	0
	ハイブリッド	0	0	0	0	0	0
⑤	上記以外の交流期間30日以上3ヶ月未満の交流	0	0	0	0	0	0
	実渡航	0	0	0	0	0	0
	オンライン	0	0	0	0	0	0
	ハイブリッド	0	0	0	0	0	0
⑥	上記以外の交流期間3ヶ月以上の交流	0	0	0	0	0	0
	実渡航	0	0	0	0	0	0
	オンライン	0	0	0	0	0	0
	ハイブリッド	0	0	0	0	0	0

(大学名： 名古屋大学①)

(タイプ A①：CAプラス)

【外国人学生の受入】	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	合計
年度別合計人数	26	26	26	26	26	130
【交流形態別 内訳】						
① 単位取得を伴う交流期間30日未満の交流	0	0	0	0	0	0
実渡航	0	0	0	0	0	0
オンライン	0	0	0	0	0	0
ハイブリッド	0	0	0	0	0	0
② 単位取得を伴う交流期間30日以上3ヶ月未満の交流	0	0	0	0	0	0
実渡航	0	0	0	0	0	0
オンライン	0	0	0	0	0	0
ハイブリッド	0	0	0	0	0	0
③ 単位取得を伴う交流期間3ヶ月以上の交流	26	26	26	26	26	130
実渡航	8	0	0	0	0	8
オンライン	18	13	13	13	13	70
ハイブリッド	0	13	13	13	13	52
④ 上記以外の交流期間30日未満の交流	0	0	0	0	0	0
実渡航	0	0	0	0	0	0
オンライン	0	0	0	0	0	0
ハイブリッド	0	0	0	0	0	0
⑤ 上記以外の交流期間30日以上3ヶ月未満の交流	0	0	0	0	0	0
実渡航	0	0	0	0	0	0
オンライン	0	0	0	0	0	0
ハイブリッド	0	0	0	0	0	0
⑥ 上記以外の交流期間3ヶ月以上の交流	0	0	0	0	0	0
実渡航	0	0	0	0	0	0
オンライン	0	0	0	0	0	0
ハイブリッド	0	0	0	0	0	0

(大学名： 名古屋大学①)

(タイプ A①：CAプラス)

(iv) 派遣・受入別 交流プログラム学生数の詳細

①日本人学生の派遣 (日本⇒中国、韓国、ASEAN)【計画】

年度	交流期間		派遣元大学	派遣先大学	派遣相手国	交流内容 (交流プログラム名等)	交流形態	交流 学生 数	(内訳)		
									実渡航	オンラ イン	ハイブ リッド
2021	2021年10月	~ 2022年3月	名古屋大学	中国人民大学、清華大学、上海交通大学、成均館大学、ソウル大学	中国、韓国	交換留学 (学部・大学院)	③：単位取得を伴う 交流期間3ヶ月以上の交流	30	1	29	0
2022	2022年4月	~ 2023年3月	名古屋大学	中国人民大学、清華大学、上海交通大学、成均館大学、ソウル大学、シンガポール国立大学	中国、韓国、シンガポール	交換留学 (学部・大学院)	③：単位取得を伴う 交流期間3ヶ月以上の交流	20	0	10	10
	2023年3月	~ 2023年3月	名古屋大学	中国人民大学、清華大学、上海交通大学、成均館大学、ソウル大学	中国、韓国	短期研修	④：上記以外の 交流期間30日未満の交流	10	10	0	0
2023	2022年4月	~ 2023年3月	名古屋大学	中国人民大学、清華大学、上海交通大学、成均館大学、ソウル大学、シンガポール国立大学	中国、韓国、シンガポール	交換留学 (学部・大学院)	③：単位取得を伴う 交流期間3ヶ月以上の交流	20	0	10	10
	2024年3月	~ 2024年3月	名古屋大学	中国人民大学、清華大学、上海交通大学、成均館大学、ソウル大学	中国、韓国	短期研修	④：上記以外の 交流期間30日未満の交流	10	10	0	0
2024	2022年4月	~ 2023年3月	名古屋大学	中国人民大学、清華大学、上海交通大学、成均館大学、ソウル大学、シンガポール国立大学	中国、韓国、シンガポール	交換留学 (学部・大学院)	③：単位取得を伴う 交流期間3ヶ月以上の交流	20	0	10	10
	2025年3月	~ 2025年3月	名古屋大学	中国人民大学、清華大学、上海交通大学、成均館大学、ソウル大学	中国、韓国	短期研修	④：上記以外の 交流期間30日未満の交流	10	10	0	0
2025	2022年4月	~ 2023年3月	名古屋大学	中国人民大学、清華大学、上海交通大学、成均館大学、ソウル大学、シンガポール国立大学	中国、韓国、シンガポール	交換留学 (学部・大学院)	③：単位取得を伴う 交流期間3ヶ月以上の交流	20	0	10	10
	2026年3月	~ 2026年3月	名古屋大学	中国人民大学、清華大学、上海交通大学、成均館大学、ソウル大学	中国、韓国	短期研修	④：上記以外の 交流期間30日未満の交流	10	10	0	0

②外国人学生の受入 (中国、韓国、ASEAN⇒日本)【計画】

年度	交流期間		派遣元大学	派遣相手国	派遣先大学	交流内容 (交流プログラム名等)	交流形態	交流 学生 数	(内訳)		
									実渡航	オンラ イン	ハイブ リッド
2021	2021年10月	~ 2022年3月	中国人民大学、清華大学、上海交通大学、成均館大学、ソウル大学、シンガポール国立大学	中国、韓国	名古屋大学	交換留学 (学部・大学院)	③：単位取得を伴う 交流期間3ヶ月以上の交流	26	8	18	0
2022	2022年4月	~ 2023年3月	中国人民大学、清華大学、上海交通大学、成均館大学、ソウル大学、シンガポール国立大学	中国、韓国、シンガポール	名古屋大学	交換留学 (学部・大学院)	③：単位取得を伴う 交流期間3ヶ月以上の交流	26	0	13	13
2023	2023年4月	~ 2024年3月	中国人民大学、清華大学、上海交通大学、成均館大学、ソウル大学、シンガポール国立大学	中国、韓国、シンガポール	名古屋大学	交換留学 (学部・大学院)	③：単位取得を伴う 交流期間3ヶ月以上の交流	26	0	13	13
2024	2024年4月	~ 2025年3月	中国人民大学、清華大学、上海交通大学、成均館大学、ソウル大学、シンガポール国立大学	中国、韓国、シンガポール	名古屋大学	交換留学 (学部・大学院)	③：単位取得を伴う 交流期間3ヶ月以上の交流	26	0	13	13
2025	2025年4月	~ 2026年3月	中国人民大学、清華大学、上海交通大学、成均館大学、ソウル大学、シンガポール国立大学	中国、韓国、シンガポール	名古屋大学	交換留学 (学部・大学院)	③：単位取得を伴う 交流期間3ヶ月以上の交流	26	0	13	13

(大学名： 名古屋大学①) (タイプ A①：CAプラス)

(v) 宿舎の提供について

宿舎（大学所有の宿舎、大学借り上げによる宿舎等）を提供予定の学生数	2021年度		2022年度		2023年度		2024年度		2025年度		合計	
	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入
	1	8	20	13	20	13	20	13	20	13	81	60

(vi) 同窓会ネットワークへの参加者数について ※タイプA①・A②のみ

第2モードまでの間に準備を進めてきた同窓会ネットワークへの参加者数について	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	合計
	56	56	56	56	56	280

【参加者を増加させるための取組】

長期派遣を経験した全参加校の参加学生からなる「同窓会」を設立し、年に一度、総会を開催している。これにより、本交流プログラムによって派遣された学生のコミュニティの維持を図っている。また、同窓会では年に一度、同窓会報“THE JUS COMMUNE TIMES”を制作し公表している。参加学生のこれまでの留学経験談や現在留学中の学生の様子、参加学生の本プログラムに対する提言や感想など、参加学生の生の声に分かる内容となっており、本プログラムの成果を理解することができる。これを在校生や関係各所に配布し、広報活動にも役立てた。この他にも、卒業生を中心とした自主的・自律的な同窓会活動が行われており、大学としては卒業生の自主性に任せている。モード1・2では、長期派遣を経験した学生を中心に運営され、約250名の参加者がいる。

(vii) 任意指標 ※タイプA②・B②のみ

※第2モードまでの実績と比較して発展的な内容にするために必要な任意指標を適宜設定してください

【現状分析及び目標設定】

(設定指標)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	合計
(指標1)						0
(指標2)						0
(指標3)						0
(指標4)						0
(指標5)						0

【計画内容】

(大学名： 名古屋大学①) (タイプ A①：CAプラス)

⑧ 海外相手大学との単位互換について

(i) 単位互換を実施する海外相手大学数【計画】

(単位：校)

単位互換を実施する 海外相手大学数	2021年度		2022年度		2023年度		2024年度		2025年度		合計	
	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入
	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	30	30

(ii) 相手大学ごとの単位互換内訳【計画】

【派遣する日本人学生が取得した単位の互換】

1. 代表申請大学 【大学名： 名古屋大学】

相手大学名		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	合計
中国人民大學	認定者数	0	5	5	5	5	20
	認定単位数	0	100	100	100	100	400
成均館大學	認定者数	1	5	5	5	5	21
	認定単位数	20	100	100	100	100	420
シンガポール国立大學	認定者数	0	3	3	3	3	12
	認定単位数	0	60	60	60	60	240
年度別認定者数合計		1	13	13	13	13	53
年度別認定単位数合計		20	260	260	260	260	1060

2. 国内連携大学 【大学名： 】

相手大学名		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	合計
	認定者数						0
	認定単位数						0
	認定者数						0
	認定単位数						0
	認定者数						0
	認定単位数						0
年度別認定者数合計		0	0	0	0	0	0
年度別認定単位数合計		0	0	0	0	0	0

(大学名： 名古屋大学①)

(タイプ A①： CAプラス)

外国人学生の受入及び日本人学生の派遣のための環境整備 【①～③合わせて2ページ以内】

① 日本人学生の派遣のための環境整備

【実績・準備状況】

1. 派遣前：派遣1年前から**事前教育**と呼ばれる、語学および**中国・韓国の法・政治に関する講義**を行い、そのうち、法・政治に関する講義については、2014年度より**卒業単位として認定**している。派遣前に、留学先のカリキュラムや科目に関する具体的かつ詳細な情報を提供した上で、履修指導を行っている。**渡航先での危機管理**については、全学で実施する渡航前事前説明会をつうじて実施するとともに、本プロジェクト専従のスタッフによる個別の指導を実施している。

2. 派遣時：学生の留学先での履修状況が、履修登録終了時に出身大学に通知され、**共同教育を実施するための情報共有**につとめている。大学での教育だけでなく、実務的経験を通じて、学生の今後の学習への動機付けをするとともに将来のキャリア形成につなげることを目的として、**学生に派遣国でのインターンシップが提供されている**。また、プログラム当初より、およそ派遣後3ヶ月を目途として中国と韓国に教員を派遣し、派遣学生本人に対して現地での生活・学習状況に関するインタビューを行うとともに、受入大学の責任者ならびに講義担当者に対しても、派遣学生の生活・学習状況に関するインタビューを実施している。また、テレビ会議システムなどを利用した定期的な面談も行っている。

3. 派遣後：派遣先から帰国した学生に対して、進学や就職の相談・指導を行ってきた。本プログラム参加学生のキャリア形成支援を目的として、日本国内外の弁護士、ロースクール生、派遣中の学生および本プログラム修了生（卒業生も含む）による講演、日本人学生や留学生からの質疑応答を含む「**キャリア形成支援セミナー**」を行っている。また、全参加校が協力して、2014年から「**キャンパス・アジア学生シンポジウム**」を開催し、長期派遣修了学生の学習継続の動機付けとするとともに、その学習の成果を披露する場としている。

【計画内容】

モード1・2において日本人学生の派遣のための環境整備は基本的に確立しているが、これにくわえ、モード3では以下の整備を行う。

1. 派遣前：モード3では、実渡航前から帰国後に本プログラムを修了するまで、**オンラインによる小グループ教育を実施**する。これにより日本人学生と外国人学生の交流をよりいっそう豊かにし、**事前教育の補強**を行うとともに、派遣先の活きた情報を入手したり、事前に人的ネットワークを構築することを可能としたりすることができ、派遣時に現地での生活がより円滑に進むようになることをめざす。

2. 派遣時：長期派遣国以外の国でのフィールドワークやインターンシップをつうじて自らのキャリアデザインを考える機会を与える。シンガポールにも全学同窓会があるので、シンガポールでの緊急時の対応についての協力を依頼し、万全の体制の構築につとめる。

3. 派遣後：**国際的な社会進出のサポートをより強力で推進する**。インターンシップに協力いただく中韓星の法律事務所や企業などと協力して、キャリア支援のためのセミナーや相談会などの定期的な開催や、国際的に活躍している本プログラムの卒業生とのネットワークの強化支援を行う。

② 外国人学生の受入のための環境整備

【実績・準備状況】

1. 外国人学生の在籍管理のための適切な体制の整備：アカデミックカレンダー・履修体系の相違についてはモード1の段階で対応している。**中国・韓国からの留学生には、中国語・韓国語でコミュニケーションを取ることができる教員を指導教員に、また英語で職務可能な職員を担当者に、それぞれ配置し、随時、留学生からの大学生活上の様々な相談や勉強相談を行っている**。また、**担当者間で留学生に関する情報交換を行い、留学生の学習状況や在籍状況を確認**している。これまでのところ、留学生からの深刻な学習や生活に関する相談はなかったが、そのような相談があった場合には、留学生センターの機能を拡充した学内組織「国際機構」がアドバイジング・カウンセリング部門において留学生相談体制を整えているため、それを利用できる状況にある。

2. 外国人学生のサポート体制：中国・韓国からの受入学生に対しては、渡日前に生活支援の情報を適切に伝達するとともに、渡日後に本交流プログラム担当の教職員が生活、語学、履修関係等の**様々なオリエンテーションを行っており**、外国人登録をはじめとする諸手続には引率者を配置して、一切が円滑に進むための体制を構築している。また、渡日の際には全学および部局においてオリエンテーションを実施すると

ともに、勉学面や生活面での様々な情報を掲載した「留学生ハンドブック」を配付している。さらに、英語で職務可能な職員を採用し、日常的に留学生の相談に対応できるようにしている。

受入学生一人に対して日本人学生一人をチューターとして配置し、週に一度以上対面で言語や学習のサポートを行っている。さらには、部局所属の留学生担当講師および学生のボランティアサークル SOLV (School of Law Volunteers)による生活面・学習面のケアも行っている。また、部局の留学生担当教員も、常時留学生からの相談に応じており、日常的な問題を解決できる体制を整えている。

さらに、国際機構(学内組織)による日本語学習が体系的に実施されており、また、共通科目として設定されている「社会科学のための日本語」において、言語学習を通じた社会科学の学習が進められているほか、全学の教養科目の日本語による受講が可能であり、日本語学習に関しては、その選択肢が多く与えられている。

3. インターンシップの提供：受入れ学生のインターンシップは英語で実施するため、そのフォロー体制を整えるために、法学研究科内で「インターンシップ委員会」が立ち上げられた。長期留学の学生はもちろん、インターナショナル・サマー・セミナー(ISS)などの短期プログラムの学生にも、弁護士事務所や企業へのインターンを提供している。2020年度までに、法律事務所に26名、企業に3名の学生へのインターンシップを提供した。

【計画内容】

モード1・2において外国人学生の受入のための環境整備は基本的に確立しているが、モード3ではこれらにくわえ、実渡航前に始まるオンラインによる小グループ教育を実施し、それをつうじて、とくに渡日前の情報提供を充実させ、渡日後の生活の充実を図る。

③ 関係大学間の連絡体制の整備

【実績・準備状況】

1. 連絡体制：モード1の段階からQA協議会を年に2～3回開催し、協定書の改訂から個別学生の成績認定にいたるまで、きめ細かな情報共有につとめてきた。参加大学の担当教職員相互間では、電子メールやSkype、LINEやウイチャットなどを用いた日常的な連絡体制が構築され、これらを通じて頻繁な情報交換がなされていた。このように、参加大学間における連絡体制は十分に整備され、運用されてきた。

2. 同窓会：派遣を経験した学生を中心として同窓会を設立し、年に一度、総会を開催している。これにより、本交流プログラムによって派遣された学生のコミュニティの維持を図っている。また、会報を毎年作成している。本プログラム参加学生各自が過去の留学経験を振り返った上でのプログラムに対する見解や、各国の長期派遣を経験した在学生や卒業生、現在派遣中の学生の様子が分かるものになっており、本交流プログラムの成果を知ることができるものになっている。

3. リスク管理：本学は災害情報の提供および安否確認に関するシステムをすでに構築しており、これを活用することが可能であり、緊迫した社会情勢の際には、受入校に対し、派遣学生の保護を求めるとともに、学生に対して個別に聞き取り調査等を行っている。なお、中国の上海には名古屋大学の海外事務所があり、緊急時には同事務所を拠点として速やかに対処する体制が構築されている。また、北京、上海およびソウルに名古屋大学同窓会があり、これら同窓会の支援も得られる体制を構築して対応している。

【計画内容】

実績・準備状況に同じ。

事業の実施に伴う大学の国際化と情報の公開、成果の普及 【①～②合わせて2ページ以内】

① 事業の実施に伴う大学の国際化

【実績・準備状況】

1. 他大学の学生との交流

2012年からは事前研修兼附属プログラムによる短期受入として実施してきたインターナショナル・サマー・セミナーは、中国・韓国の学生と共に、ASEANのベトナム、カンボジア、タイ、インドネシア等からの学生を招聘し、日本の裁判所、弁護士会、刑務所などの法律関連機関への研修や、法律と政治に関する講義等を行ってきた。また、本プログラム同様に学部学生を対象としたキャンパス・アジアプログラムを実施する岡山大学および立命館大学のプログラム参加学生を本プログラムのStudent Symposiumに招いてディスカッションを行ったり、本プログラム参加学生が岡山大学を訪問し、岡山大学のプログラム参加学生との間で戦争と平和についてディスカッションを行ったりする機会を設け、日本国内の他大学の学生が本プログラムに参加する機会を用意した。その他、名古屋大学法政国際教育協力研究センターが主催し、法学研究科が共催する「日本法教育研究センターサマースクール」や、法務省・民商事法センター・慶應義塾大学と共催する「法整備支援連携企画」には、国内の他大学、研究機関の教員、研究者、学生、および名古屋大学が海外で展開する日本法教育研究センターの学生が多数参加しているだけでなく、本プログラムに参加する学生も参加しており、他大学・機関との交流の機会が多い。

2. 大学の国際化に向けた戦略的な目標等における事業の意義及び方向性の位置

東海国立大学機構の中長期目標の一つにグローバル化が掲げられており、中期目標では、「指定国立大学構想に基づき、グローバル教育活動を展開するため、アジア地域を中心とした海外オフィスを活用した派遣プログラムの充実や海外協定校との教育的な相互連携を強化し、学内の国際教育に関する体制を充実させる。」とある。東アジア各国との協力によって、グローバルな人材を育てることを目指す本プログラムは、このような東海国立大学機構の国際化戦略の重要な一部としての意義を持つ。たとえば、モード1・2をつうじて、本学から中韓参加校に251名（長期103名、短期148名）を派遣し、中韓参加校から264名（長期126名、短期138名）を受け入れたことは、大学の国際化の量的な発展に大きく貢献している。また、本プログラムを修了した学生の進路からみても、たとえば本学卒業生のうち国際的な活躍を見据えて法科大学院に進学した者が3名、修士課程に進学した者が6名、それぞれ存在し、また、中国参加校の卒業生のうち、3名が引き続き日本法の学習を目的として、本学、九州大学、慶応大学の修士課程に進学していることや、また、外務専門職（韓国）として外務省に入省した者やアジアを中心に活躍する日本の大手企業に就職した者も多数存在することは、大学の国際化の質的な発展に、本プログラムが寄与している証左であるといえよう。

3. 事務体制

本プログラムの教務、会計、派遣・受入学生の諸手続などの事務作業は、本プログラム専従スタッフが一元的に管理し、必要に応じて学内関係部署（他の国際プロジェクト専従スタッフも含む）と連携を取り、アルバイトを手配したりして処理している。また、事務職員全員を対象にTOEIC受験の機会を設けている。語学研修として、TOEICに特化した研修、英会話研修、英文Eメール研修を実施するとともに、実践的研修として、本学海外拠点や海外協定校等と連携した短期研修、中期研修や本学が主催する海外行事に参加し、企画力・異文化理解を目的とする海外実務研修、協定校サマープログラムへの参加を実施している。また、英文化を効率的に推進するため、事務通知作成者が日英併記すべく翻訳支援ツールの導入や日英併記文書のデータベース化・公開を実施している。

4. 優秀な人材確保と情報の電子化

参加大学の全てのシラバスはオンライン上で英語により公表されている。成績入力の電子化も完了し、中韓の参加校との間ではQA協議会をつうじて参加学生の成績を完全に共有しており、本プログラム参加校間では学習効果の可視化ははかられている。また本学では本プログラム専用のウェブサイトを経営し、英語・日本語双方で開設し、本プログラムに興味を有する学生が理解できるようつとめている。なお、近年では、本プログラムに参加することを目的に本学に進学する学生があらわれており、また本学上海事務所にも本プログラムについての問い合わせが数件あるなど、情報の電子化による効果が目に見える形であらわれはじめている。

【計画内容】

モード1・2をつうじて、本プログラムの質を保証し、国際化を推進しそれに対応できる事務体制は基本的に確立されているといえるが、課題もある。とくに、繁忙期には本プログラム専従スタッフに業務が

集中しがちになることと、成績証明書などの電子化が立ち後れていることは否定し得ない。前者については本学執行部も事務人員の再配置などをつうじて負担軽減の策を講じており、近時その効果が現れ始めている。後者については、海外ではすでに実現しているところも少なくなく、学生のニーズも高いことから、現場レベルではその重要性を痛感しているものの、セキュリティや偽造防止、そのためのコストなどの観点から、本学のみならず本邦全体として遅々として進んでいないのが実情である。できるところから対応していきたい。

② 国内外への情報提供の方法・体制、成果の普及

【実績・準備状況】

本プログラムにおける活動については、可能な限り報告書としてまとめられ、全ての協定校が、それぞれの活動に関する意義や内容を振り返るように共有されている。これまでに作成した報告書としては、年1回行われてきた法学院長・学部長会議の報告書（全4冊）、日本からの派遣学生の活動をまとめた「日中韓キャンパス・アジア ユス・コムネットトライアングル交流プログラム報告書」（全2冊）、学生シンポジウムの成果とその評価を収めた「キャンパス・アジア学生シンポジウム報告書」（全5冊）、短期受入プログラムとして行っているインターナショナル・サマー・セミナーの活動報告書（全5冊）がある。

上記報告書の他に、日中韓の同窓会員が作成した“THE JUS COMMUNE TIMES”という同窓会報もあり、学生自身が過去の経験を振り返った上でのプログラムの意義に対する意見や、派遣終了後の状況についての報告が記載されており、本プログラムの成果を知ることができるものとなっている。

また、本学では本プログラム専用のウェブサイトを英語・日本語双方で開設し、本プログラムに興味を有する学生が理解できるよう、情報発信につとめている。このことが功を奏し、近年では、本プログラムに参加することを目的に本学に進学する学生があらわれており、また本学上海事務所にも本プログラムについての問い合わせが数件あるなど、情報の電子化による効果が目に見える形であらわれはじめている。

参加学生の成果を発表する機会として、キャンパス・アジア学生シンポジウムを毎年開催し、英語で発表させている。また、本学受入学生の留学期間が終了する時点で、滞在中の成果（学習、生活、文化交流）を口頭で発表する機会を与えている。参加学生が大学院生の場合、関係する教員（出身校も含め）が出席して研究報告会を開催し、滞在中の成果を総括するとともに、次のステップにつなぐ機会としている。

【計画内容】

国内外への情報提供・体制、成果の普及についても、モード1・2をつうじて、基本的に確立されているといえる。これらにくわえ、モード3では、参加各国の学生からなるオンラインによる小グループでの活動を中心に据え、実渡航前から本プログラム修了（＝参加学生の卒業）まで長期にわたる共同研究を実施することになるので、研究成果・学習効果も飛躍的に向上することが期待される。従来の口頭による発表をオンライン（ライブ放送などの双方向型だけでなく、場合によっては録画してウェブサイトに掲載するオンデマンド方式）で公開することも視野に入れ、より広範に情報発信できるように努める。

交流プログラムを実施する海外相手大学について 【相手大学ごとに①、②合わせて1ページ以内】	
相手大学名 (国名)	中国人民大学法学院 (中国)
① 交流実績 (交流の背景)	
<p>本学大学院法学研究科・法学部と中国人民大学法学院との間には30年におよぶ交流の歴史がある。</p> <p>教育の領域では、1990年代初頭には数名の中国人民大学法学院卒業生が留学生として本研究科・学部在籍しており、洪庚明・范愉の両氏は本学で博士(法学)学位を取得している。洪庚明教授は1999年に学位を取得した後、2001年から上海财经大学法学院に奉職されている。また范愉教授は1995年に学位を取得した後、1996年から中国人民大学法学院に奉職されている。現在、同氏は中国を代表する訴訟外紛争解決(ADR)の研究者で、中国人民大学法学院多元化紛争解決メカニズム研究センター主任、中国法学会比較法研究科副会長、中国法学会法理学研究会理事等の要職を務められる。2008年に中国の国家建設高水平大学公派研究生として宇田川幸則教授の下で半年間指導を受けた朱騰副教授が2014年から中国人民大学に奉職されている。両氏は本研究科卒業留学生代表として、2009年7月18日に開催された法学部60周年記念式典に出席されている。森際康友名誉教授は、2009年から法学院客員教授を担当しており、2014年には松浦好治特任教授も法学院の非常勤講師として日本法に関する講義を担当している。</p> <p>研究領域での交流では、1992年に中国人民大学法学院で開催されたアジア憲法会議にて鮎京正訓名誉教授が招待講演を行い、その際に、現在の中国憲法学の権威である韓大元・前院長と知己となり、今日まで交流が続いている。2014年5月、当時本学副学長であった鮎京名誉教授は人民大学において特別招待講演を行っている。また、宇田川幸則教授は、王利明・前副学長が1995年に初来日された際に通訳を担当したことを契機として、以来今日まで研究上の交流関係を有しており、中国人民大学法学院主宰の国際シンポジウムにて招待報告を行う等、同法学院との研究交流に携わっている。さらに、松浦好治特任教授は、自身が研究代表者をつとめる科学研究費補助金基板研究(S)「漢字文化圏におけるわかりやすい法情報共有環境の構築」(平成23～平成28年)で丁相順教授を中国側の研究協力者として同研究を遂行した。</p> <p>教育・研究双方にかかわる交流としては、2010年5月に、本研究科から中国人民大学法学院に対して、かつて本研究科が所蔵していた研究資料、計2,199冊を寄贈している。</p> <p>モード1・2では、中国側の主管校として参加校の取りまとめを行うとともに、本学との教育・研究面での交流を行った。モード2では28名の長期学生、11名の短期学生を本学に派遣するとともに、15名の長期学生と35名の短期学生を本学から受け入れている。</p>	
② 交流に向けた準備状況	
<p>モード1(パイロット・プログラム)の段階から中国側の主管校であり、中国側の参加校との調整・取りまとめを行うとともに、院長・学部長会議やQA協議会においてもイニシアティブをとり、リードし続けてきた。本プログラムにおいても、政府からの補助金の有無を問わず、中国側主管校として積極的に参与し続けることを、モード1の段階では韓大元・院長(当時)が、またモード2では王軼院長兼副学長(現職)が、それぞれ表明している。</p> <p>本プログラム実施のための組織・講義科目等はすでにモード1の段階で整備されており、モード2では大学院レベルでの交流に発展させており、モード3の実施に向けた準備は整っている。</p> <p>2021年3月には、本プログラムをモード3まで延長して実施するための「ユス・コムーネトライアングル交流プログラム協定」および「ユス・コムーネトライアングル交流プログラム規則」を締結している。</p>	

相手大学名 (国名)	清華大学法学院 (中国)
① 交流実績 (交流の背景)	
<p>清華大学法学院は 1929 年に設立されたが、1952 年の中国における大学改革により北京大学法学院に吸収され、いったん消滅した。現在の法学院は 1995 年に再建されたものである。そのため、大学間協定は 1989 年に締結されているが、名古屋大学大学院法学研究科・法学部＝清華大学法学院間の交流は、清華大学法学院再建の 1995 年以降である。清華大学法学院には日本を背景に有する専任教員が少なくなく、個人的な関係を有する名古屋大学大学院法学研究科・法学部の構成メンバーも多い。たとえば、中国商法界を代表する王保樹教授 (2015 年逝去) と浜田道代名誉教授とは共同で、日本および中国で 3 度にわたる共同シンポジウムを開催している。また、2010 年 6 月、清華大学法学院再建 15 周年記念シンポジウムに宇田川幸則教授が招聘されている。</p> <p>機関間の交流としては、2008 年から清華大学法学院内に日本法教育研究センターの設置に向けた協議を開始しており、それに関連して、2009 年 12 月には申衛星副院長 (当時、現院長)・教授ほか 4 名の代表団が名古屋大学大学院法学研究科・法学部を訪問している。本プロジェクトのパイロットプロジェクト開始以前にすでに同様の着想と目的で協議が行われており、清華大学法学院からも前向きな回答を得ていた。その上で、2010 年 5 月、鮎京正訓法学研究科長 (当時) ほか 5 名が清華大学法学院を訪問し、モード 1 (パイロット・プロジェクト) に向けた準備行事が実施された。</p> <p>モード 1・2 では、中国側参加大学として、これまでに開催されたすべての院長・学部長会議および QA 協議会に参加し、本プロジェクトの運営にあたってきた。学生交流の面では、長期の派遣・受入は行っていないが、これまでに 11 名の短期学生を受け入れた。モード 2 では、本学の短期派遣の学生を中国人民大学法学院とともに 35 名を受け入れている。</p>	
② 交流に向けた準備状況	
<p>本プログラムでは、モード 1・2 の段階と同様に、中国側の参加校として本プログラムに参加する。学部在籍者数が極めて少ないため、東アジア法研究・法整備支援の面での協働がパイロットプログラムの段階から期待されていたところ、モード 2 では大学院学生の交流がさらに拡大されたことから、学生の派遣数が拡大し、また短期研修では実質的に中国側の受入機関を担当するなど、これまでに本プログラムの重要な役割を担ってきた。</p> <p>清華大学法学院では、モード 1 の段階から担当の副院長および事務職員が配置され、今後もその体制が維持されることが約されている。これまでに開催されたすべての院長・学部長会議および QA 協議会に参加し、運営にあたってきたことから、本プログラム実施にあたってのソフト面・ハード面とも準備は整っているといえる。</p> <p>2021 年 3 月には、本プログラムをモード 3 まで延長して実施するための「ユス・コムーネトライアングル交流プログラム協定」および「ユス・コムーネトライアングル交流プログラム規則」を締結している。</p>	

相手大学名 (国名)	上海交通大学凱原法学院 (中国)
① 交流実績 (交流の背景)	
<p>2006年、名古屋大学上海事務所内(現中国交流センター。以下、上海事務所)に法政国際教育協力研究センター上海分室(以下、上海分室)が設置された。上海事務所が上海交通大学の全面的なサポートを受けている関係から、名古屋大学大学院法学研究科・法学部と上海交通大学法学院の交流も本格化した。上海分室開設記念シンポジウムを2006年に上海分室にて開催している。都市再開発と法をテーマとする同シンポには名古屋大学から鮎京正訓教授、市橋克哉教授、宇田川幸則助教授(いずれも当時)が、上海交通大学法学院からは朱芒教授、其木提副教授が、それぞれ出席している。これを機に、2006年から上海交通大学法学院内に日本法教育研究センターの設置に向けた協議を開始し、2007年3月、鄭成良法学院院長(当時)兼副学長が名古屋大学大学院法学研究科・法学部を訪問され、日本法教育研究センターの設置に関する協議を行うとともに、学術講演「論中国当代権利観念」を行われている。本プロジェクトのモード1開始以前にすでに同様の着想と目的で協議が行われており、上海交通大学凱原法学院からも前向きな回答を得ていた。その上で、また、2007年には其木提副教授が名古屋大学大学院法学研究科・法学部で開催された、PSIにかかるシンポジウムに参加している。さらに、2008年以降毎年、上海交通大学日本語スピーチコンテスト(全学学生を対象)の審査委員長として宇田川幸則教授が招聘されている。2014年6月に上海で開催された上海交通大学凱原法学院とデューク大学の共催による金融法のシンポジウムおよび2015年6月に上海で開催された上海交通大学凱原法学院とシカゴ大学の共催による証券法のシンポジウムに本学の松中学准教授(当時)が招聘され、前者では金融庁による不祥事を起こした金融機関に対するガバナンスへの干渉について、後者では日本の証券犯罪の処罰状況とその合理性について、それぞれ報告している。</p> <p>モード1・2では、中国側参加大学として、これまでに開催されたすべての院長・学部長会議およびQA協議会に参加し、運営にあたってきた。学生交流の面では、モード2で3名の長期学生を受け入れた。</p>	
② 交流に向けた準備状況	
<p>本プログラムでは、モード1・2の段階と同様に、中国側の参加校として本プログラムに参加する。中国のみならず、アジアは世界の経済の中心地である上海という地の利を生かし、モード1の段階から、長期派遣学生の受入だけでなく、北京に長期派遣されていた学生のインターンシップを行う等、グローバル人材に必要な視野の広さを身につけるための実践的な教育を行う地としての役割を担ってきた。モード2以降は大学院学生の交流が拡大されたことから、より重要な役割を担うことが期待されている。</p> <p>上海交通大学凱原法学院では、モード1の段階から本プログラム担当の副院長および事務職員が配置され、今後もその体制が維持されることが約されている。これまでに開催されたすべての院長・学部長会議およびQA協議会に参加し、運営にあたってきたことから、本プログラム実施にあたってのソフト面・ハード面とも準備は整っているといえる。</p> <p>2021年3月には、本プログラムをモード3まで延長して実施するための「ユス・コムーネトライアングル交流プログラム協定」および「ユス・コムーネトライアングル交流プログラム規則」を締結している。</p>	

相手大学名 (国名)	成均館大学校法学専門大学院・社会科学部 (韓国)
① 交流実績 (交流の背景)	
<p>1. 成均館大学法学専門大学院との交流 名古屋大学大学院法学研究科・法学部と成均館大学校法学専門大学院との交流は、2008年10月に名古屋大学で開催された学会に参加した成均館大学校の2名の教員が、浜田道代法科大学院長(当時)らと交流について話し合ったことから始まった。その後、法情報や韓国法研究などの分野で教員がお互いを訪問するなどの交流が続いた。そして、2012年3月には、両校の間で学術交流協定が結ばれ、さらに緊密な研究と教育の交流を行ってきた。</p> <p>2. 成均館大学校社会科学部との交流 名古屋大学大学院法学研究科・法学部と成均館大学校社会科学部との交流は、2000年初頭にさかのぼる。この時期から、名古屋大学の政治系教員と成均館大学校の政治外交学科の教員を中心に、日本と韓国が交代で、毎年1回、共同テーマを設定して研究会を開催してきた。このような交流の蓄積に基づいて、2005年に名古屋大学で開催された研究会の際に、学術交流協定が結ばれ、また、学生交流に関する覚書も相互に締結された。学術交流協定という制度的基盤を獲得したことで、教員の交流はもちろん、学生の交流も活発に行われてきた。</p> <p>3. モード1以降での成均館大学校法学専門大学院・社会科学部との交流 成均館大学校法学専門大学院・社会科学部は、モード1以来、韓国側の主管校として本プログラムに参加し、名古屋大学と活発な交流を行った。QA協議会や学部長会議には毎回成均館大学の代表が出席し、プログラムの形成や運営において、協力した。学生交流の実績としては、モード2では、成均館大学から53名の学生が名古屋大学から派遣され、名古屋大学から成均館大学には名の学生が派遣された。</p>	
② 交流に向けた準備状況	
<p>モード1(パイロット・プログラム)の段階から韓国側の主管校であり、韓国側の参加校との調整・取りまとめを行うとともに、院長・学部長会議やQA協議会においてもイニシアティブをとり、リードし続けてきた。</p> <p>本プログラム実施のための組織・講義科目等はすでにモード1の段階で整備されており、モード2では大学院レベルでの交流に発展させており、モード3の実施に向けた準備は整っている。</p> <p>2021年3月には、本プログラムをモード3まで延長して実施するための「ユス・コムーネトライアングル交流プログラム協定」および「ユス・コムーネトライアングル交流プログラム規則」を締結している。</p>	

相手大学名 (国名)	国立ソウル大学校法科大学 (韓国)
① 交流実績 (交流の背景)	
<p>名古屋大学大学院法学研究科・法学部と国立ソウル大学校法科大学の交流は、1990年代から、名古屋大学の室井力教授(当時)と国立ソウル大学の徐元宇教授(当時)の間で、行政法を対象とする交流が行われたことから始まった。2005年4月に、両校の間で学術交流協定を締結したことは、主に個人の間で行われた両校の交流を機関レベルのものにする制度的基盤を提供した。それ以降、両校の間には以下のような活発な交流が続いてきた。</p> <p>1. 法整備支援・アジア法研究：国立ソウル大学校法科大学の教員は、名古屋大学が推進してきた法整備支援・アジア法研究に、会議への参加などを通じて協力を行った。また、2012年に国立ソウル大学校法科大学にアジア太平洋法研究センターが設置され、2016年4月には、名古屋大学法政国際教育協力研究センターと学術交流協定を結ぶなど、この分野での研究協力には大きな進展が現れている。</p> <p>2. 法科大学院教育：国立ソウル大学法科大学に2009年に法学専門大学院が設立されてから、法科大学院の教育をめぐる交流も行われた。国立ソウル大学校法科大学が、名古屋大学大学院法学研究科・法学部の菅原郁夫教授が代表を務める「法実務技能教育教材研究開発(PSIM)コンソーシアム」にオブザーバー校として参加し、総会に出席していることはもっともよい例である。</p> <p>3. 教員の派遣・受入：ソウル国立大学校からCALEへの研究員として、2007年には南孝淳教授(民法)、2010年は李興在教授(労働法)が招聘され、これらの教授は名古屋に滞在し、研究活動を行った。</p> <p>4. モード1以降の交流：国立ソウル大学校法科大学は、モード1の韓国側の参加校として加わって以来、名古屋大学と活発な交流を行った。QA協議会や学部長会議には毎回国立ソウル大学校の代表が出席し、プログラムの形成や運営において協力した。学生交流の実績としては、モード2では、国立ソウル大学校から長期の学生1名、短期の学生4名を名古屋大学へ派遣されたこと、名古屋大学の韓国への短期プログラムの際に、ソウル大学法科大学を訪問し、大学の紹介や特別講演などで協力を進めてきた。</p>	
② 交流に向けた準備状況	
<p>本プログラムでは、モード1・2の段階と同様に、韓国側の参加校として本プログラムに参加する。法科大学が設置された大学校では法学部が設置されないこととなったため、法律学を専門に学ぶ学部学生はいないが、法科大学院レベルでの交流が期待される。また、国立ソウル大学校にはアジア太平洋法研究センターが設置されており、国立ソウル大学校以外の参加校からの本プログラム参加学生に対して、韓国からみたアジア法についての貴重な情報や、同センターが収集する資料の活用などのかたちで、本プログラムの教育に大きな貢献がなされることが期待される。</p> <p>国立ソウル大学校もまた、モード1の段階から本プログラム担当の教員が配置され、今後もその体制が維持されることが約されている。これまでに開催されたすべての院長・学部長会議およびQA協議会に参加し、運営にあたってきたことから、本プログラム実施にあたってのソフト面・ハード面とも準備は整っているといえる。</p> <p>2021年3月には、本プログラムをモード3まで延長して実施するための「ユス・コムーネトライアングル交流プログラム協定」および「ユス・コムーネトライアングル交流プログラム規則」を締結している。</p>	

相手大学名 (国名)	シンガポール国立大学法学院 (シンガポール)
<p>① 交流実績 (交流の背景)</p> <p>シンガポール国立大学は 1905 年に設立されたシンガポールの総合大学である。シンガポールは英語を共通語とする多文化・多民族国家であり、早くからグローバル化に成功した国として知られる。周知のとおり、シンガポールにおける教育や人材育成には優れた点が多く、その教育機関のトップに位置するシンガポール国立大学はアジアのみならず世界をリードする人材を多数輩出してきたことでも知られる。</p> <p>シンガポール国立大学法学部は、アジア法を研究する機関として、2012 年 2 月にシンガポール国立大学内にアジア法研究センター (CALS) を同学部内に設立した。シンガポール国立大学法学部は、アジア有数の法学部として高く評価されており、アジア法研究を主要なミッションに掲げ、アジアの有力大学法学部のネットワークである Asian Law Institute (ASLI) の設立などに取り組んできた。CALS は、アジア各国法専門家を有し、アジアを取り巻く法・司法改革の研究を実施しており、多数の国際シンポジウム・ワークショップ、出版活動を通じて、卓越したアジア法研究拠点としての地位を確立している。</p> <p>CALS は、アジア地域内のみならず、世界のアジア法研究を先導する研究機関として活躍しているが、CALS が設立される以前より、シンガポール国立大学法学部と名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター (CALE) は、研究交流を行ってきた。たとえば、CALS 前センター長の Daniel William Puchniak 准教授は中東正文教授と長年研究交流を実施しており、本学の特別講義の講師として来日したり、博士論文 (ミャンマー会社法) の審査委員を務めたりした。また、同准教授は、2013 年 4 月から 3 か月間、CALE 外国人研究員として本学に滞在した。CALS 元センター長の Andrew Harding 教授やシンガポール国立大学法学部の Walter Woon 教授を含む多数の教員とも交流がある。CALS 設立以降、センターのミッションを同じくする両センターは連携を深め、CALE は 2016 年、ASLI にも加盟した。2016 年 3 月に Puchniak 准教授がセンター長に就任して以来、さらなる連携強化を図ることを互いに確認し、CALE との学術交流協定が締結された。この協定を基にして、2018 年に名古屋大学とシンガポール国立大学との間で大学間学術交流協定および学生交流協定が締結された。</p>	
<p>② 交流に向けた準備状況</p> <p>今回、本プログラムがモード 3 を展開するにあたり、ASEAN 加盟国のどの国・大学を新たなメンバーとして迎え入れるかがモード 2 の参加校間で協議された際、本プログラムの東アジア共通法構築のための人材育成という趣旨、ならびにアジア法研究に関するセンターを擁する名古屋大学、中国人民大学および国立ソウル大学校が従前からシンガポール国立大学との間で実質的な学術交流が活発に行われていたという実績に鑑み、全会一致により、同大学が候補となり、参加を打診した結果、快諾を得た。</p> <p>シンガポール国立大学内部における手続の関係から、申請段階では交流プログラム協定および交流プログラム規則の締結には至っていないが、2021 年 9 月に交流プログラム協定および交流プログラム規則を締結する予定である。</p> <p>本プログラムでは、シンガポール側の参加校として本プログラムに参加いただく予定である。同大学からは、参加学生の長期派遣の送り出し、小グループでの活動に対する専任教員の参加、シンガポールでのインターンシップをはじめとする学生生活動のアレンジ、CALS 主催のワークショップへの学生 (大学院生が中心となる) の参加、本プログラムに対する助言などのかたちで本プログラムに積極的に参加することが表明されている。</p>	

事業計画の実現性、事業の発展性 【①は1ページ以内、②、③、④は合わせて3ページ以内】

① 年度別実施計画
【2021年度（申請時の準備状況も記載）】

モード2が終了する2021年3月までに、従来の日中韓3カ国6大学7学部にASEANの1カ国・1大学をくわえてモード3を実施することに合意するとともに、モード3開始までの間は従来の交流プログラム協定および交流プログラム規則を1年間、すなわち、2022年3月末まで延長することに合意して、交流プログラム協定および交流プログラム規則を締結した。

7月末までにシンガポール国立大学法学院が本プログラムに参加することはすでに決定しており、9月末を目途に、新しい交流プログラム協定および交流プログラム規則を締結するとともに、年内を目途に参加大学の全てが参加するQA協議会を開催し、2022年度からの学生交流の細部を詰める。

実渡航を伴うプログラムは、パンデミックの影響から、21年度は中韓から日本への受入と日本から韓国への派遣は実施し、他はオンラインによる交流を実施する。

長期派遣の学生を対象に、語学（英語、中国語および韓国語）ならびに中韓の法と政治に関する講義（事前教育）を実施する。同時に、中韓星から長期派遣に参加する予定の学生と、オンラインによる小グループを組織し、実派遣に向けた学習を開始する。

【2022年度】

パンデミックが終熄していた場合、全ての参加大学間で長期派遣・受入を実施する。パンデミックが終熄していない場合、長期派遣・受入は限定的な実施とならざるを得ないが、オンライン交流により学習効果が最大となるように実施する。

QA協議会をできれば対面で、対面が難しい場合はオンラインで、2～3回開催する。

事前教育およびオンラインによる小グループ活動は、前年と同様に実施する。

本プログラムに参加する学生を増加させることを目的として、事前研修を実施する。期間は10日程度、中韓への渡航を予定する。

【2023年度】

前年と同様の活動を予定する。

【2024年度】

前年と同様の活動を予定する。

2025年度に本プログラムのモード3が終了することに鑑み、モード4に向けた協議に着手する。

【2025年度】

前年と同様の活動を予定する。

最終年度である2025年度は、モード3の成果を確認するために、国際シンポジウムを開催する。本プロジェクトのモード4に向けた議論を総括し、モード4に移行する。

② 交流プログラムの質の向上のための評価体制

本学内部においては、プログラムの質を保証することを目的として、派遣学生、及び、受入れ学生に対し、学習状況や生活状況に関するアンケート調査、聞き取り調査を行い、問題点の把握に努めてきた。そのデータは本学教員・スタッフはもちろん、参加校にも提供して、本プロジェクト全体で共有し、問題点の把握およびプログラムの改善に役立てている。

また、留学を控えた学生のための事前教育に関しても、担当教員に開講前にシラバスを提出させ、内容の確認を行うとともに、授業終了後には授業アンケートを実施した。さらに、インターナショナル・サマー・セミナーや研修旅行に関しては、参加者に報告書の提出を義務付け、学生の成長を測るとともに、本事業の改善点等の把握につとめた。

インターンシップ参加学生の受入先にはインターン評定書の執筆を依頼している。これは、第一義的には参加学生の成績評価の資料とすることであるが、本プロジェクトに参加する外部者から頂戴する評価としての価値も高く、問題点の把握ならびにプログラム改善の資料として活用している。また、インターンシップやインターナショナル・サマー・セミナー等で協力を仰いでいる愛知県弁護士会国際交流委員会とは面談形式で意見交換をする機会を設け、本交流プログラムに対する貴重な意見を頂戴している。

なお、2014年度に実施された法学研究科の外部評価委員会において、本プログラムも評価を受け、本プログラムに対する外部評価の実施と位置づけている。

③ 補助期間終了後の事業展開

本プログラムは、モード1（パイロット・プログラム）が終了する時点で、新たな国からの財政上の補助が得られない場合であったとしても本プログラムを継続して実施すると全参加大学間で合意し、またモード2終了時点でも同様の合意にいたり、モード3を迎えている。モード2では、財政上の補助が大幅に削減される中、日中韓の参加大学は、本プログラムが日中韓の安定と将来の発展に寄与するものであるとの確信の上に事業を継続してきており、モード3終了時点でも、おそらく同様の結論にいたるものと思料する。

モード3終了後も、これまでに培ってきた質の保証を伴った教育事業を、以下のように継続し発展させていく予定である。

これまで実施されてきた交換留学プログラムを継続する。アジア法を理解するための共通カリキュラム、すなわち、学部学生に対しては①各国の法・政治に関する入門講義、②社会科学的素養と国際社会への視野を養うための比較法・比較政治に関する講義、③社会科学分野に特化したものを含めた語学科目（各大学で3分野×2科目×2単位＝12単位）を、大学院生に対して①「東アジア法研究ⅠA・B：東アジア比較法」（A・B各二単位）、②「東アジア法研究ⅡA・B：東アジア共通法」（A・B各二単位）を、それぞれ提供する。モード3で実施したオンラインによる小グループ教育もあわせて継続する。成績認定はQA協議会をつうじて行い、これまでに確立した基準をパスして本プログラムを修了した学生に対しては修了証を発行する。

④ 補助期間終了後の事業展開に向けた資金計画

モード2の段階から、本プログラムの運営資金については、公費・民間の奨学金制度や自主財源等を活用し、財源の確保に努めてきたが、これを継続する。

なお、これまでに、三菱商事株式会社（2018年）、公益財団法人末延財団（2018年～2020年）、名古屋大学法学部賛助会（2019年）、名古屋大学海外留学奨励制度（交換留学）（2018年、2019年）、名古屋大学特定基金「アジア法律家育成支援事業」（2019年）などからの支援を仰ぐことができた。モード3でも自主財源の確保にいつそう努める。

補助期間における各経費の明細【年度ごとに1ページ】

補助金申請ができる経費は、当該事業の遂行に必要な経費であり、本プログラムの目的である大学の世界展開力強化のための用途に限定されます。（令和3年度大学の世界展開力強化事業公募要領参照。）

(単位：千円)

＜2021年度＞	経費区分	補助金申請額 (①)	大学負担額 (②)	事業規模 (総事業費) (①+②)	備考
	[物品費]	5,250		5,250	
	①設備備品費	1,600		1,600	
	・会議システム	1,600		1,600	
	②消耗品費	3,650		3,650	
	・教育用消耗品	750		750	
	・図書	500		500	
	・iPad @60,000円×20台	1,200		1,200	
	・電子辞書@30,000円×20台	600		600	
	・貸し出し用PC @150,000円×4台	600		600	
	[人件費・謝金]	5,270		5,270	
	①人件費	4,970		4,970	
	・留学生支援スタッフ	1,750		1,750	11月～3月
	1人×@350,000円×5月				
	・学生・留学生支援スタッフ	2,500		2,500	11月～3月
	2人×@250,000円×5月				
	・非常勤講師給与（英語、中国語、韓国語）				
	英語2人×@12,000円×15回	360		360	
	中国語1、韓国語1 2人×@12,000円×15回	360		360	
	②謝金	300		300	
	・特別講演 30,000×10人	300		300	
	[旅費]	780		780	
	・外国旅費				
	学生短期研修 2人×200,000円	400		400	3月
	・国内旅費（特別講師来校旅費）10人×30,000円	300		300	
	・国内旅費（国内研修）2人×40,000円	80		80	2月
	[その他]	4,500	512	5,012	
	①外注費				
	②印刷製本費	1,200		1,200	
	・学生シンポ報告書				
	@1,000円×200部	200		200	
	・同窓会報 @1,000円×300部	300		300	
	・パンフレット、封筒、協定書	700		700	
	③会議費				
	④通信運搬費	60		60	
	・郵便料 @12,000円×5月	60		60	
	⑤光熱水料				
	⑥その他（諸経費）	3,240	512	3,752	
	・派遣長期学生航空券 韓国1人×@70,000円	70		70	
	・受入学生宿舍借上げ 8人×@16,000円×4月		512	512	
	・国内研修 10人×@40,000円	400		400	2月
	・短期研修 航空券 10人×@120,000円	1,200		1,200	3月
	・短期研修 宿舍費 10人×@40,000円	400		400	3月
	・ZOOMアカウント @2,200円×5月×4	44		44	
	・ホームページ改訂	576		576	
	・Wifiルーターレンタル	50		50	
	・データベース使用料	500		500	
2021年度	合計	15,800	512	16,312	

(大学名：名古屋大学①) (タイプ A①:CAプラス)

(前ページの続き)

(単位：千円)

＜2022年度＞	経費区分	補助金申請額 (①)	大学負担額 (②)	事業規模 (総事業費) (①+②)	備考
	[物品費]	710		710	
	①設備備品費				
	②消耗品費	710		710	
	・教育用消耗品	710		710	
	[人件費・謝金]	8,580		8,580	
	①人件費	8,280		8,280	
	・留学生支援スタッフ				
	1人×@350,000円×12月	4,200		4,200	
	・学生・留学生支援スタッフ				
	1人×@250,000円×12月	3,000		3,000	
	・非常勤講師給与(英語、中国語、韓国語)				
	英語2人×@12,000円×30回	720		720	
	中国語1、韓国語1 2人×@12,000円×15回	360		360	
	②謝金	300		300	
	・特別講演 30,000×10人	300		300	
	[旅費]	1,150		1,150	
	・外国旅費				
	QA協議会 3人×120,000	360		360	12月
	学生シンポジウム 3人×120,000円	360		360	2月
	学生短期研修 2人×180,000円	360		360	3月
	・国内旅費				
	国内研修 2人×35,000円	70		70	6月
	[その他]	3,780	1,920	5,700	
	①外注費				
	②印刷製本費	250		250	
	・学生シンポ報告書				
	@500円×200部	100		100	
	・同窓会報 @500円×300部	150		150	
	③会議費				
	④通信運搬費	120		120	
	・郵便料 @10,000円×12月	120		120	
	⑤光熱水料				
	⑥その他(諸経費)	3,410	1,920	5,330	
	・派遣長期学生航空券 12人×80,000	960		960	
	・受入学生宿舎借上げ 12人×@16000円×10月		1,920	1,920	4~8月、10~2月
	・国内研修 10人×@30,000円	300		300	
	・短期研修 航空券 10人×@80,000円	800		800	
	・短期研修 宿舎費 10人×@20,000円	200		200	
	・学生シンポ航空券 5人×80,000円	400		400	
	・学生シンポ宿泊費 5人×10,000円	50		50	
	・ZOOMアカウント 20,100円×5名	100		100	
	・Wifiルーターレンタル	100		100	
	・データベース使用料	500		500	
2022年度	合計	14,220	1,920	16,140	

(大学名：名古屋大学①) (タイプ A①:CAプラス)

(前ページの続き)		(単位：千円)			
<2023年度>	経費区分	補助金申請額 (①)	大学負担額 (②)	事業規模 (総事業費) (①+②)	備考
	[物品費]	508		508	
	①設備備品費				
	②消耗品費	508		508	
	・教育用消耗品	508		508	
	[人件費・謝金]	7,980		7,980	
	①人件費	7,680		7,680	
	・留学生支援スタッフ				
	1人×@350,000円×12月	4,200		4,200	
	・学生・留学生支援スタッフ				
	1人×@200,000円×12月	2,400		2,400	
	・非常勤講師給与(英語、中国語、韓国語)				
	英語2人×@12,000円×30回	720		720	
	中国語1、韓国語1 2人×@12,000円×15回	360		360	
	②謝金	300		300	
	・特別講演 30,000×10人	300		300	
	[旅費]	1,080		1,080	
	・外国旅費				
	QA協議会 3人×120,000	360		360	12月
	学生シンポジウム 3人×120,000円	360		360	2月
	学生短期研修 2人×180,000円	360		360	3月
	[その他]	3,230	2,420	5,650	
	①外注費				
	②印刷製本費	250		250	
	・法学院長・学部長会議・学生シンポ報告書				
	@500円×200部	100		100	
	・同窓会報 @500円×300部	150		150	
	③会議費				
	④通信運搬費	120		120	
	・郵便料 @10,000円×12月	120		120	
	⑤光熱水料				
	⑥その他(諸経費)	2,860	2,420	5,280	
	・派遣長期学生航空券 12人×80,000円	960		960	
	・受入学生宿舍借上げ 12人×@16,000円×10月		1,920	1,920	4~8月、10~2月
	・国内研修 バス借り上げ	250		250	
	・短期研修 航空券 10人×@80,000円	800		800	
	・短期研修 宿舍費 10人×@20,000円	200		200	
	・学生シンポ航空券 5人×80,000円	400		400	
	・学生シンポ宿泊費 5人×10,000円	50		50	
	・ZOOMアカウント @20,100円×5	100		100	
	・Wifiルーターレンタル	100		100	
	・データベース使用料		500	500	
2023年度	合計	12,798	2,420	15,218	

(大学名：名古屋大学①) (タイプ A①:CAプラス)

(前ページの続き)		(単位：千円)			
<2024年度>	経費区分	補助金申請額 (①)	大学負担額 (②)	事業規模 (総事業費) (①+②)	備考
	[物品費]	508		508	
	①設備備品費				
	②消耗品費	508		508	
	・教育用消耗品	508		508	
	[人件費・謝金]	7,260		7,260	
	①人件費	7,080		7,080	
	・留学生支援スタッフ				
	1人×@350,000円×12月	4,200		4,200	
	・学生・留学生支援スタッフ				
	1人×@150,000円×12月	1,800		1,800	
	・非常勤講師給与(英語、中国語、韓国語)				
	英語2人×@12,000円×30回	720		720	
	中国語1、韓国語1 2人×@12,000円×15回	360		360	
	②謝金	180		180	
	・特別講演 30,000×6人	180		180	
	[旅費]	720		720	
	・外国旅費				
	学生シンポジウム 3人×120,000円	360		360	2月
	学生短期研修 2人×180,000円	360		360	3月
	[その他]	3,030	2,620	5,650	
	①外注費				
	②印刷製本費	250		250	
	・法学院長・学部長会議・学生シンポ報告書				
	@500円×200部	100		100	
	・同窓会報 @500円×300部	150		150	
	③会議費				
	④通信運搬費	120		120	
	・郵便料 @10,000円×12月	120		120	
	⑤光熱水料				
	⑥その他(諸経費)	2,660	2,620	5,280	
	・派遣長期学生航空券 12人×800,000	960		960	
	・受入学生宿舍借上げ 12人×@16,000円×10月		1,920	1,920	4~8月、10~2月
	・国内研修 バス借り上げ	250		250	
	・短期研修 航空券 10人×@80,000円	800		800	
	・短期研修 宿舍費 10人×@20,000円		200	200	
	・学生シンポ航空券 5人×80,000円	400		400	
	・学生シンポ宿泊費 5人×10,000円	50		50	
	・ZOOMアカウント @20,100円×5	100		100	
	・Wifiルーターレンタル	100		100	
	・データベース使用料		500	500	
2024年度	合計	11,518	2,620	14,138	

(大学名：名古屋大学①) (タイプ A①:CAプラス)

(前ページの続き)

(単位：千円)

＜2025年度＞	経費区分	補助金申請額 (①)	大学負担額 (②)	事業規模 (総事業費) (①+②)	備考
	[物品費]	416		416	
	①設備備品費				
	②消耗品費	416		416	
	・教育用消耗品	416		416	
	[人件費・謝金]	6,300		6,300	
	①人件費	6,150		6,150	
	・留学生支援スタッフ				
	1人×@350,000円×12月	4,200		4,200	
	・学生・留学生支援スタッフ				
	1人×@120,000円×12月	1,440		1,440	
	・非常勤講師給与(英語、中国語、韓国語)				
	英語2人×@12,000円×30回	150		150	
	中国語1、韓国語1 2人×@12,000円×15回	360		360	
	②謝金	150		150	
	・特別講演 30,000×5人	150		150	
	[旅費]	720		720	
	・外国旅費				
	学生シンポジウム 3人×120,000円	360		360	2月
	学生短期研修 2人×180,000円	360		360	3月
	[その他]	2,930	2,670	5,600	
	①外注費				
	②印刷製本費	250		250	
	・法学院長・学部長会議・学生シンポ報告書				
	@500円×200部	100		100	
	・同窓会報 @500円×300部	150		150	
	③会議費				
	④通信運搬費	120		120	
	・郵便料 @10,000円×12月	120		120	
	⑤光熱水料				
	⑥その他(諸経費)	2,560	2,670	5,230	
	・派遣長期学生航空券 12人×80,000	960		960	
	・受入学生宿舍借上げ 12人×@16,000円×10月		1,920	1,920	4~8月、10~2月
	・国内研修 バス借り上げ	200		200	
	・短期研修 航空券 10人×@80,000円	800		800	
	・短期研修 宿舍費 10人×@20,000円		200	200	
	・学生シンポ航空券 5人×80,000円	400		400	
	・学生シンポ宿泊費 5人×10,000円		50	50	
	・ZOOMアカウント @20,100円×5	100		100	
	・Wifiルーターレンタル	100		100	
	・データベース使用料		500	500	
2025年度	合計	10,366	2,670	13,036	

(大学名：名古屋大学①) (タイプ A①:CAプラス)

海外相手大学の概要【相手大学ごとに①～③合わせて2ページ以内】

①交流プログラムを実施する相手大学の概要

大 学 名 称	(日) 中国人民大学		国 名	中華人民共和国		
	(英) Renmin University of China					
設 置 形 態	国立	設 置 年	1937年			
設 置 者 (学 長 等)	劉 偉 (LIU, Wei)					
学 部 等 の 構 成	哲学院、文学院、歴史学院、芸術学院、外国語学院、国学院、新聞学院、農業農村発展学院、社会・人口学院、公共管理学院、情報資源管理学院、財政金融学院、統計学院、商学院、労働人事学院、経済学院、中法学院、応用経済学院、法学院、マルクス主義学院、国際関係学院、環境学院、情報学院、理学院、数学学院、高瓴人工智能学院					
学 生 数	総数	27,672人	学部生数	11,231人	大学院生数	15,305人
受け入れている留学生数	1136	日本からの留学生数	N/A			
海外への派遣学生数	529	日本への派遣学生数	N/A			
Webサイト(URL)	http://www.ruc.edu.cn					

②記入した相手大学が認可等を受けていることについて記載してください。また、その根拠となるデータや資料等を貼付してください。

[Http://www.gov.cn/fwxx/2009gk/content_1314252.htm](http://www.gov.cn/fwxx/2009gk/content_1314252.htm)



背景資料：什么是“985工程”

1998年5月4日，江泽民总书记在庆祝北大建校100周年大会上向全社会宣告：“为了实现现代化，我国要有若干所具有世界先进水平的一流大学。”为贯彻落实党中央科教兴国的战略和江泽民同志的号召，教育部决定在实施“面向21世纪教育振兴行动计划”中，重点支持北京大学、清华大学等部分高等学校创建世界一流大学和高水平大学，简称“985”工程。

北京大学	中国人民大学	清华大学
北京航空航天大学	北京理工大学	中国农业大学
北京师范大学	中央民族大学	南开大学
天津大学	大连理工大学	东北大学
吉林大学	哈尔滨工业大学	复旦大学
同济大学	上海交通大学	华东师范大学
南京大学	东南大学	浙江大学
中国科学技术大学	厦门大学	山东大学
中国海洋大学	武汉大学	华中科技大学
湖南大学	中南大学	中山大学
华南理工大学	四川大学	重庆大学
电子科技大学	西安交通大学	西北工业大学
西北农林科技大学	兰州大学	中国人民解放军国防科学技术大学

(大学名：名古屋大学①)

) (タイプ A①:CAプラス)

)

③申請に当たって、相手大学の合意を得ている根拠となる資料の写しを貼付してください。

(大学名：名古屋大学①) (タイプ A①:CAプラス)

海外相手大学の概要【相手大学ごとに①～③合わせて2ページ以内】																																										
①交流プログラムを実施する相手大学の概要																																										
大 学 名 称	(日) 清華大学 (英) Tsinghua University	国 名	中華人民共和国																																							
設 置 形 態	国立	設 置 年	1911年																																							
設 置 者 (学長等)	邱勇 (学長)																																									
学 部 等 の 構 成	材料学院、出土文献研究・保護センター、低炭素エネルギー実験室、電機工程・応用電子技術系、法学院、高等研究院、工程物理系、公共管理学院、航空エンジン研究院、宇宙航空学院、核エネルギー・新エネルギー技術研究院、化学工程系、環境学院、機械工程学院、建築学院、交叉情報研究院、教育研究院、経済管理学院、理学院、マルクス主義学院、美術学院、脳・知能実験室、グローバルイノベーション学院、求真書院、人文学院、日新書院、社会科学学院、深圳国際研究生院、生命科学学院、生物医学交叉研究院、数学科学センター、蘇世民書院、スポーツ部、土木水利学院、探微書院、万科公共衛生・健康学院、未来実験室、五道口金融学院、未央書院、新聞・メディア学院、新雅書院、情報科学技術学院、行健書院、薬学院、医学院、芸術教育センター、語言教学センター、知能産業研究院、致理書院																																									
学 生 数	総数	53,302人	学部生数 16,287人 大学院生数 37,015人																																							
受け入れている留学生数	3342	日本からの留学生数	93人																																							
海外への派遣学生数	1103	日本への派遣学生数	137人																																							
Webサイト (URL)	https://www.tsinghua.edu.cn/																																									
②記入した相手大学が認可等を受けていることについて記載してください。また、その根拠となるデータや資料等を貼付してください。																																										
Http://www.gov.cn/fwxx/2009gk/content_1314252.htm																																										
 <p>背景資料：什么是“985工程”</p> <p>1998年5月4日，江泽民总书记在庆祝北大建校100周年大会上向全社会宣告：“为了实现现代化，我国要有若干所具有世界先进水平的一流大学。”为贯彻落实党中央科教兴国的战略和江泽民同志的号召，教育部决定在实施“面向21世纪教育振兴行动计划”中，重点支持北京大学、清华大学等部分高等学校创建世界一流大学和高水平大学，简称“985”工程。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>北京大学</td> <td>中国人民大学</td> <td>清华大学</td> </tr> <tr> <td>北京航空航天大学</td> <td>北京理工大学</td> <td>中国农业大学</td> </tr> <tr> <td>北京师范大学</td> <td>中央民族大学</td> <td>南开大学</td> </tr> <tr> <td>天津大学</td> <td>大连理工大学</td> <td>东北大学</td> </tr> <tr> <td>吉林大学</td> <td>哈尔滨工业大学</td> <td>复旦大学</td> </tr> <tr> <td>同济大学</td> <td>上海交通大学</td> <td>华东师范大学</td> </tr> <tr> <td>南京大学</td> <td>东南大学</td> <td>浙江大学</td> </tr> <tr> <td>中国科学技术大学</td> <td>厦门大学</td> <td>山东大学</td> </tr> <tr> <td>中国海洋大学</td> <td>武汉大学</td> <td>华中科技大学</td> </tr> <tr> <td>湖南大学</td> <td>中南大学</td> <td>中山大学</td> </tr> <tr> <td>华南理工大学</td> <td>四川大学</td> <td>重庆大学</td> </tr> <tr> <td>电子科技大学</td> <td>西安交通大学</td> <td>西北工业大学</td> </tr> <tr> <td>西北农林科技大学</td> <td>兰州大学</td> <td>中国人民解放军国防科学技术大学</td> </tr> </tbody> </table>				北京大学	中国人民大学	清华大学	北京航空航天大学	北京理工大学	中国农业大学	北京师范大学	中央民族大学	南开大学	天津大学	大连理工大学	东北大学	吉林大学	哈尔滨工业大学	复旦大学	同济大学	上海交通大学	华东师范大学	南京大学	东南大学	浙江大学	中国科学技术大学	厦门大学	山东大学	中国海洋大学	武汉大学	华中科技大学	湖南大学	中南大学	中山大学	华南理工大学	四川大学	重庆大学	电子科技大学	西安交通大学	西北工业大学	西北农林科技大学	兰州大学	中国人民解放军国防科学技术大学
北京大学	中国人民大学	清华大学																																								
北京航空航天大学	北京理工大学	中国农业大学																																								
北京师范大学	中央民族大学	南开大学																																								
天津大学	大连理工大学	东北大学																																								
吉林大学	哈尔滨工业大学	复旦大学																																								
同济大学	上海交通大学	华东师范大学																																								
南京大学	东南大学	浙江大学																																								
中国科学技术大学	厦门大学	山东大学																																								
中国海洋大学	武汉大学	华中科技大学																																								
湖南大学	中南大学	中山大学																																								
华南理工大学	四川大学	重庆大学																																								
电子科技大学	西安交通大学	西北工业大学																																								
西北农林科技大学	兰州大学	中国人民解放军国防科学技术大学																																								

(大学名：名古屋大学①) (タイプ A①:CAプラス)

③申請に当たって、相手大学の合意を得ている根拠となる資料の写しを貼付してください。

(大学名：名古屋大学①) (タイプ A①:CAプラス)

海外相手大学の概要【相手大学ごとに①～③合わせて2ページ以内】

①交流プログラムを実施する相手大学の概要

大 学 名 称	(日)上海交通大学		国 名	中華人民共和国		
	(英) Shanghai Jiao Tong University					
設 置 形 態	国立	設 置 年	1896年			
設 置 者 (学 長 等)	林忠欽(学長)					
学 部 等 の 構 成	凱原法学院、経済と管理学院、外国語学院、人文学院、国際と公共業務学院、マルクス主義学院、体育部、メディアと設計学院、上海高級金融学院、農業と生物学院、薬学院、医学院、生命科学技術学院、船舶海洋と建築工程学院、機械と動力工程学院、電子情報と電気工程学院、環境科学と工程学院、材料科学と工程学院、生物医学工程学院、数学科学学院、化学化工学院、致遠学院、物理と天文部、航空航天大学、国際教育学院、高等教育研究院、人文技術研究院、科学史と科学文化研究院、中国病院発展研究院、エネルギー研究院、中米物流研究院、新農村発展研究院、中国金融研究院、生物医学研究院、先進産業技術研究院、自然科学研究院、医学研究院、海洋研究院、自動車工程研究院、航空エンジン研究院、出版メディア研究院、Med-X研究院、Bio-Xセンター、航空技術研究院					
学 生 数	総数	14,710人	学部生数	4,319人	大学院生数	10,391人
	受け入れている留学生数	1132	日本からの留学生数	N/A		
海外への派遣学生数	N/A	日本への派遣学生数	N/A			
Webサイト(URL)	http://www.sjtu.edu.cn					

②記入した相手大学が認可等を受けていることについて記載してください。また、その根拠となるデータや資料等を貼付してください。

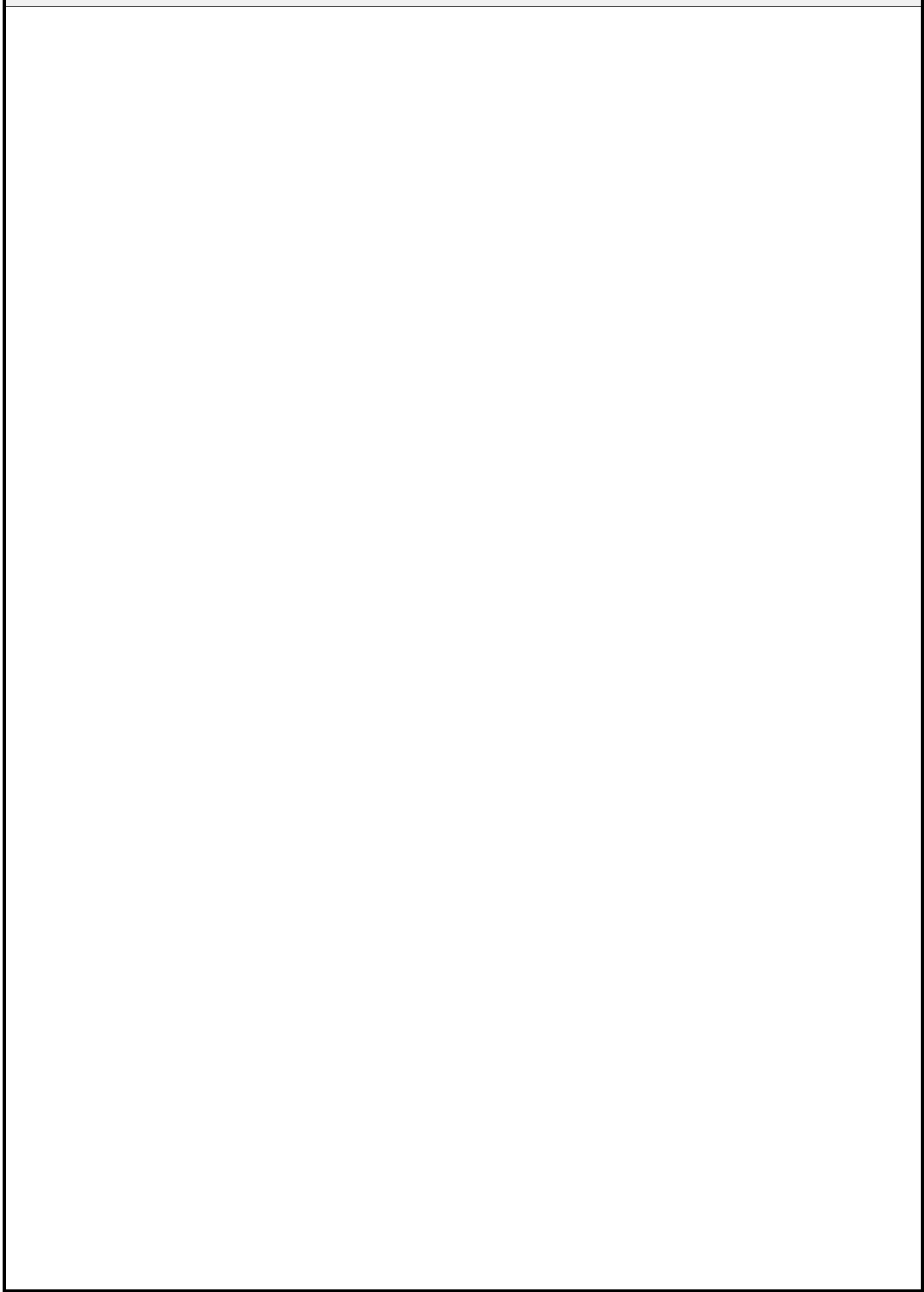
[Http://www.gov.cn/fwxx/2009gk/content_1314252.htm](http://www.gov.cn/fwxx/2009gk/content_1314252.htm)

The screenshot shows the official website of the Central People's Government of the People's Republic of China. The main heading is "985工程"高校名单 (List of '985 Project' Universities). Below the heading, it states that the list is from the Ministry of Education, dated May 12, 2008. A table lists 30 universities, with Shanghai Jiao Tong University (上海交通大学) highlighted in blue. The table includes names in Chinese and English.

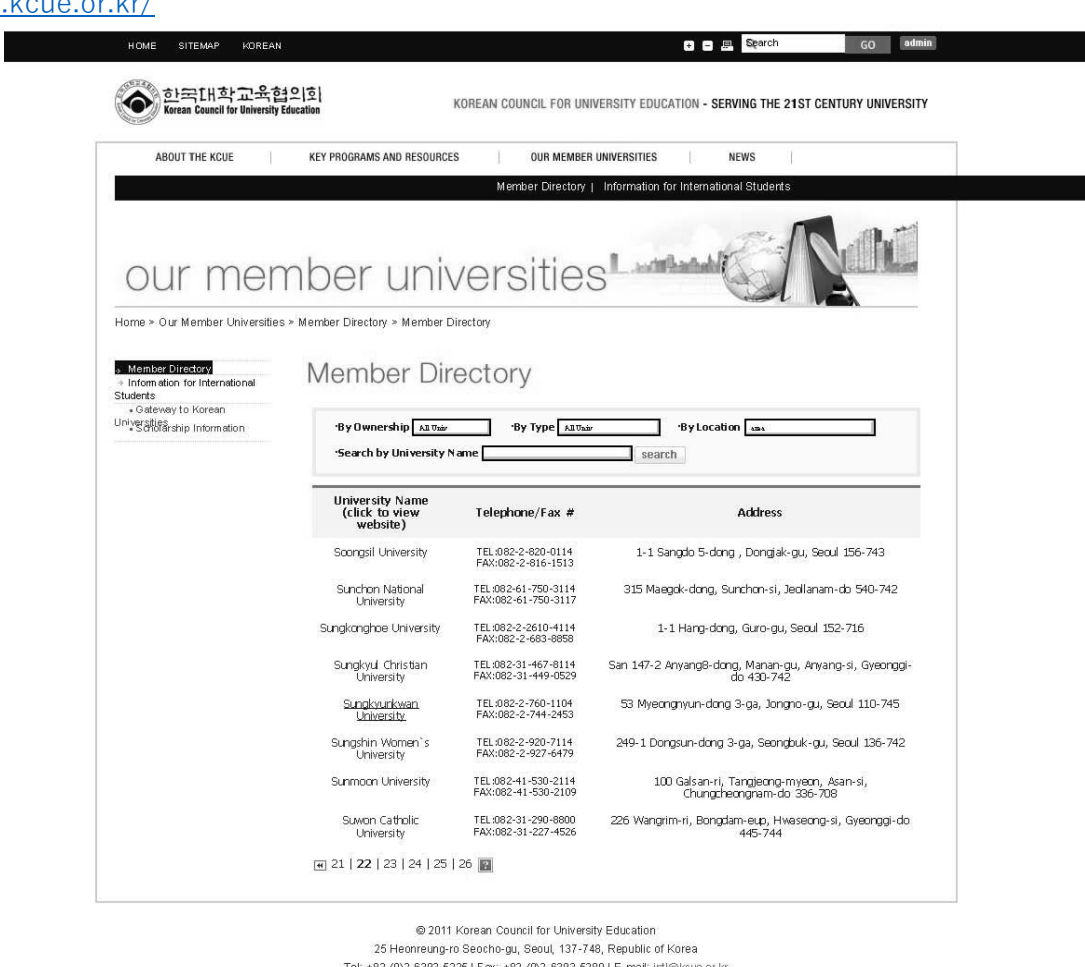
北京大学	中国人民大学	清华大学
北京航空航天大学	北京理工大学	中国农业大学
北京师范大学	中央民族大学	南开大学
天津大学	大连理工大学	东北大学
吉林大学	哈尔滨工业大学	复旦大学
同济大学	上海交通大学	华东师范大学
南京大学	东南大学	浙江大学
中国科学技术大学	厦门大学	山东大学
中国海洋大学	武汉大学	华中科技大学
湖南大学	中南大学	中山大学
华南理工大学	四川大学	重庆大学
电子科技大学	西安交通大学	西北工业大学
西北农林科技大学	兰州大学	中国人民解放军国防科学技术大学

(大学名: 名古屋大学①) (タイプ A①:CAプラス)

③申請に当たって、相手大学の合意を得ている根拠となる資料の写しを貼付してください。

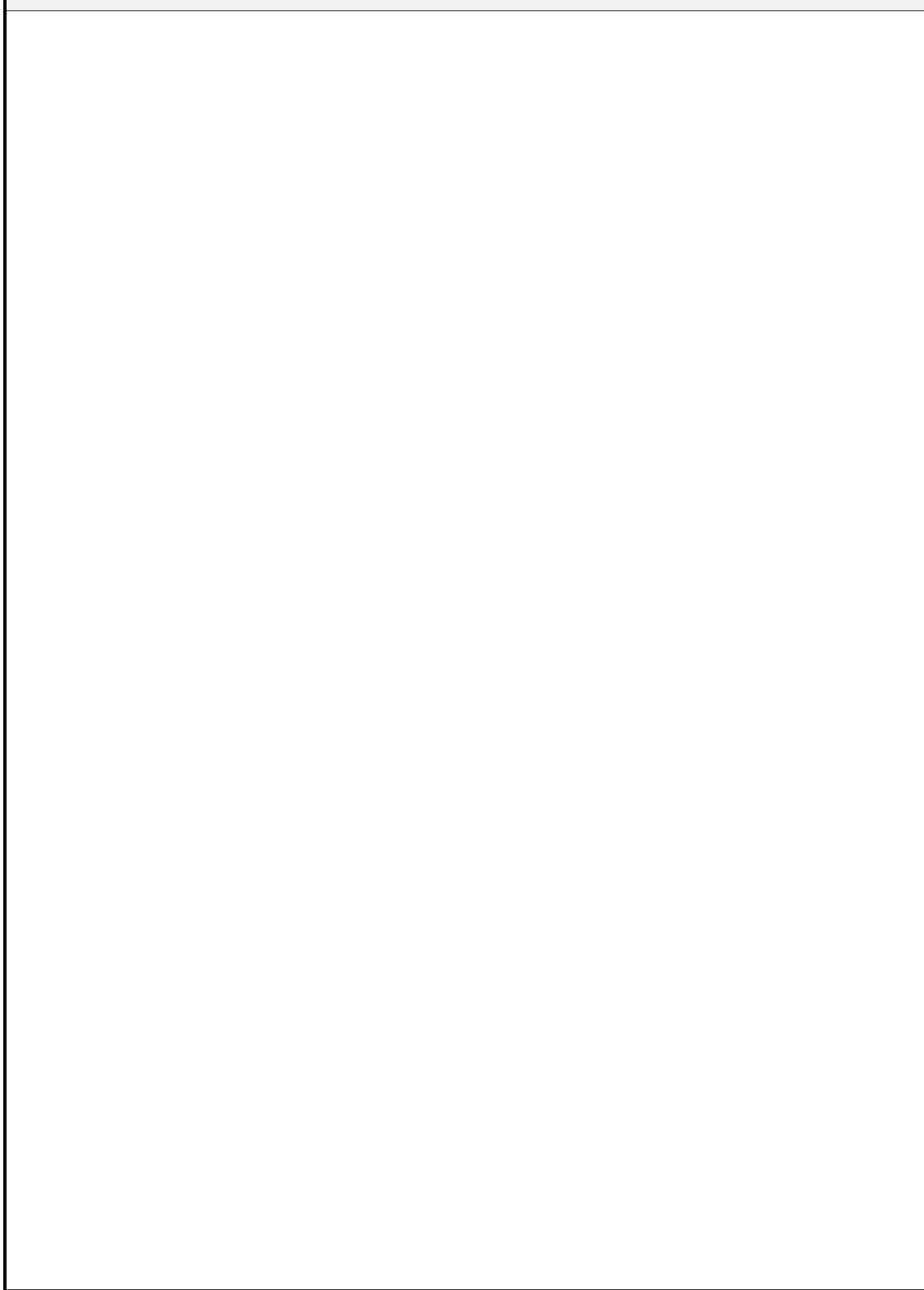


(大学名：名古屋大学①) (タイプ A①:CAプラス)

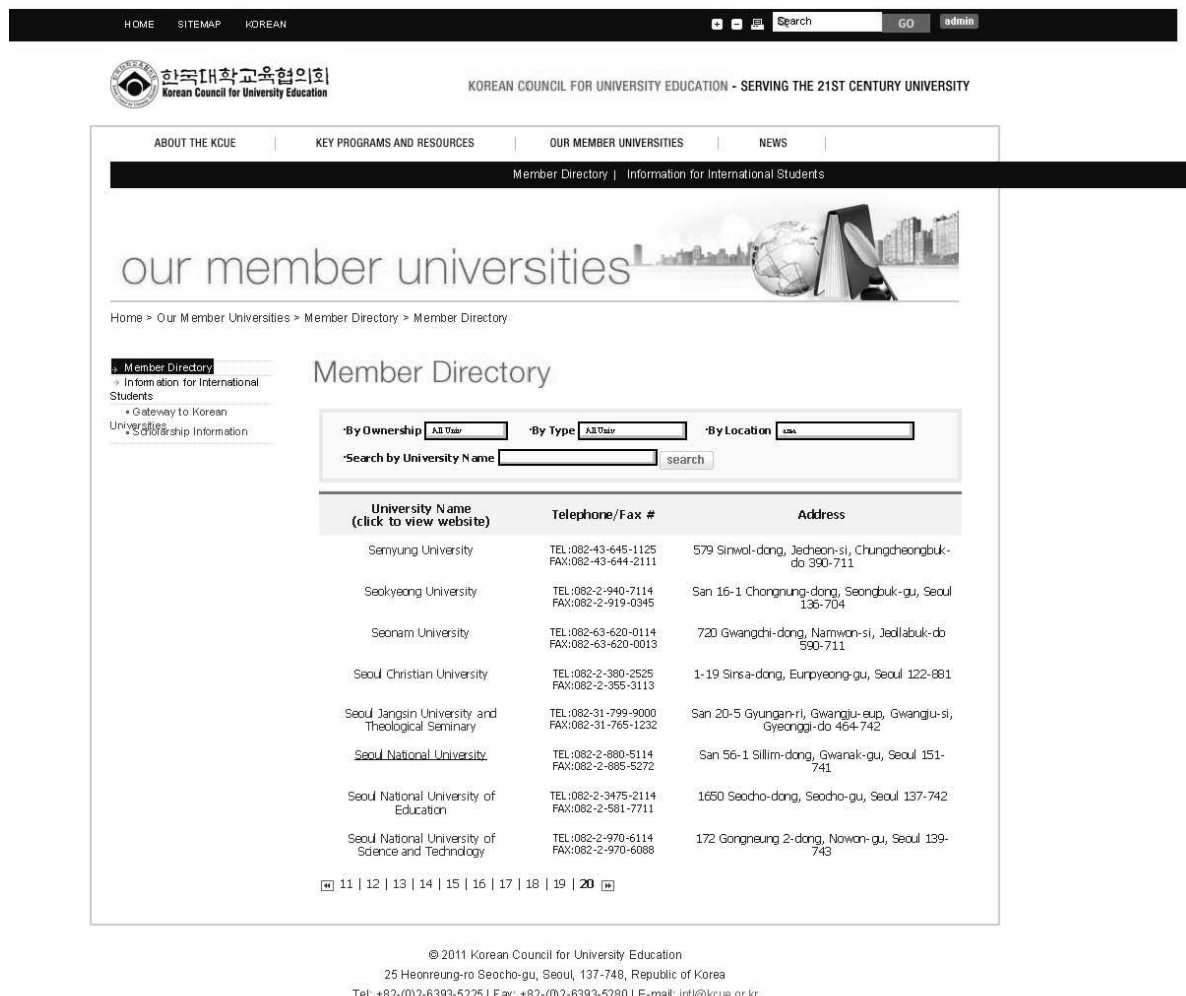
海外相手大学の概要【相手大学ごとに①～③合わせて2ページ以内】			
①交流プログラムを実施する相手大学の概要			
大 学 名 称	(日) 成均館大学校 (英) Sungkyunkwan University	国 名	韓国
設 置 形 態	私立	設 置 年	1946
設 置 者 (学 長 等)	金昌淑		
学 部 等 の 構 成	学部大学、儒学大学、文科大学、社会科学大学、経済大学、経営大学、師範大学、芸術大学、自然科学大学、情報通信大学、ソフトウェア融合大学、工科大学、薬学大学、生命工学大学、スポーツ科学大学、医科大学、成均融合院(以上、単科大学)、一般大学院(儒学大学院、文科大学、社会科学大学、経済大学、経営大学、師範大学、芸術大学、東アジア学術院、自然科学大学、情報通信大学、ソフトウェア融合大学、工科大学、薬学大学、生命工学大学、スポーツ科学大学、医科大学、成均融合院、成均ナノ科学技術院、サムソン融合医科学院)、特殊大学院(儒学大学院、教育大学院、情報通信大学院、翻訳・TESOL大学院など)、専門大学院(法学専門大学院、SKK GSB、国政専門大学院、中国大学院など)		
学 生 数	総数	34,778人	学部生数 25,439人 大学院生数 9,339人
受け入れている留学生数	3,994人(21年)	日本からの留学生数	19人(19年)、2人(21年)
海外への派遣学生数	304人(19年)、 38人(21年)	日本への派遣学生数	16人(19年)、6人(21年)
Webサイト(URL)	www.skku.edu		
②記入した相手大学が認可等を受けていることについて記載してください。また、その根拠となるデータや資料等を貼付してください。			
http://english.kcue.or.kr/			
 <p>The screenshot shows the website of the Korean Council for University Education (KCUE). The page is titled "our member universities" and "Member Directory". It features a search bar with filters for "By Ownership", "By Type", and "By Location". Below the search bar is a table listing member universities with their names, telephone/fax numbers, and addresses. The table includes entries for Soongsil University, Suncheon National University, Sungkonghoe University, Sungkyul Christian University, Sungkyunkwan University, Sungshin Women's University, Sunmoon University, and Suwon Catholic University. The footer of the website contains copyright information for 2011 KCUE and contact details for their Seoul office.</p>			

(大学名：名古屋大学①) (タイプ A①:CAプラス)

③申請に当たって、相手大学の合意を得ている根拠となる資料の写しを貼付してください。



(大学名：名古屋大学①) (タイプ A①:CAプラス)

海外相手大学の概要【相手大学ごとに①～③合わせて2ページ以内】				
①交流プログラムを実施する相手大学の概要				
大 学 名 称	(日)ソウル国立大学		国 名	韓国
	(英) Seoul National University			
設 置 形 態	国立	設 置 年	1946	
設 置 者 (学 長 等)	President OH Se-Jung			
学 部 等 の 構 成	(大学)人文大学、社会科学大学、自然科学大学、看護大学、経営大学、工科大学、農業生命科学大学、美術大学、師範大学、生活科学大学、獣医科大学、薬学大学、音楽大学、医科大学、自由専攻学部、(専門大学院)保健大学院、行政大学院、環境大学院、国際大学院、歯医学大学院、経営専門大学院、法学専門大学院、融合科学技術大学院、国際農業技術大学院、工学専門大学院			
学 生 数	総数	27,813人	学部生数	16,608人
			大学院生数	11,205人
受け入れている留学生数	182人(2021-1)	日本からの留学生数	5人(2021-1)	
海外への派遣学生数	23人(2021-1)	日本への派遣学生数	8人(2021-1)	
Webサイト(URL)	www.snu.ac.kr			
②記入した相手大学が認可等を受けていることについて記載してください。また、その根拠となるデータや資料等を貼付してください。				
http://english.kcue.or.kr/				
 <p>The screenshot shows the website of the Korean Council for University Education (KCUE). The page is titled "our member universities" and "Member Directory". It features a search bar with filters for "By Ownership", "By Type", and "By Location". Below the search bar is a table listing member universities with their names, telephone/fax numbers, and addresses. The table includes entries for Semyung University, Seokyeong University, Seonam University, Seoul Christian University, Seoul Jangsin University and Theological Seminary, Seoul National University, Seoul National University of Education, and Seoul National University of Science and Technology.</p>				

(大学名：名古屋大学①) (タイプ A①:CAプラス)

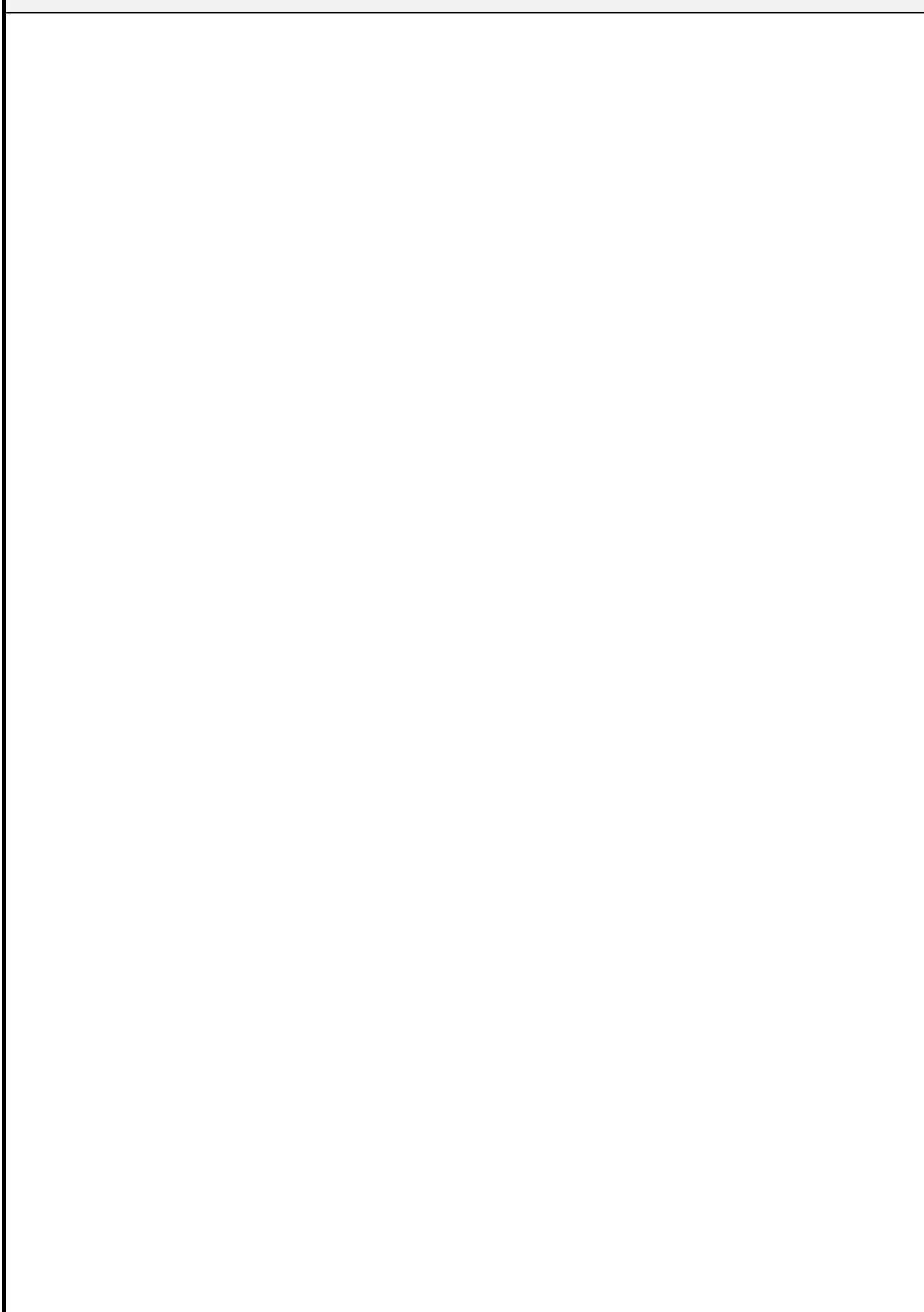
③申請に当たって、相手大学の合意を得ている根拠となる資料の写しを貼付してください。

(大学名：名古屋大学①) (タイプ A①:CAプラス)

海外相手大学の概要【相手大学ごとに①～③合わせて2ページ以内】						
①交流プログラムを実施する相手大学の概要						
大 学 名 称	(日)シンガポール国立大学		国 名			
	(英) National University of Singapore					
設 置 形 態	国立	設 置 年	1905			
設 置 者 (学 長 等)	Tan Eng Chye (陳 永財) 学長					
学 部 等 の 構 成	<p>人文社会科学部、経営学部、コンピューティング学部、継続生涯教育学部、歯学部、設計環境学部、工学部、法学部、薬学部、Yan Loo Lin医学部、Yong Siew Toh音楽学部、Saw Swee Hock公衆衛生学部、理学部、Lee Kuan Yew公共政策大学院、統合理工学大学院、デューク-NUS医学大学院がある。</p> <p>また、学部生対象の4年間（専用寮に2年間居住）の「大学研究者プログラム」があり、人文社会科学、経営、工学、コンピューティング、理学、設計環境、法学を専攻する学部生から240人を毎年受け入れて学際的な研究スキルを身につけさせている。</p> <p>これらの学部・大学院とは独立に、「Yale-NUSカレッジ」が設置されており、専用寮に居住して学際的かつ革新的な環境で4年間学ぶことができる。</p>					
学 生 数	総数	43,885人	学部生数	31,760人	大学院生数	12,125人
受け入れている留学生数	5000人	日本からの留学生数	50人			
海外への派遣学生数	10800人	日本への派遣学生数	140人			
Webサイト (URL)	https://www.nus.edu.sg/					
②記入した相手大学が認可等を受けていることについて記載してください。また、その根拠となるデータや資料等を貼付してください。						
<p>・シンガポール国立大学 (NUS) は、シンガポールで最も古い大学である。その起源は、1905年に設立されたシンガポール初の高等教育機関である海峡植民地連邦マラレイ州政府医学校にまで遡る。シンガポールとマラヤの分校を分離し、別々の国立大学となることが決定され、1962年にはシンガポール大学が設立された。</p> <p>・1980年8月8日、シンガポール大学はNanyang大学と合併し、シンガポール国立大学となった (THE NATIONAL UNIVERSITY OF SINGAPORE ACT 1980 (No.21 of 1980))。</p> <p>・2006年4月より法人化がなされた。(NATIONAL UNIVERSITY OF SINGAPORE (CORPORATISATION) ACT(CHAPTER 204A)(Original Enactment: Act 45 of 2005)REVISED EDITION 2006 (31st December 2006))</p> <p>シンガポール国立大学法人化法 (シンガポール政府法令オンライン) https://sso.agc.gov.sg/Act/NUSCA2005</p>						

(大学名：名古屋大学①) (タイプ A①:CAプラス)

③申請に当たって、相手大学の合意を得ている根拠となる資料の写しを貼付してください。



(大学名：名古屋大学①) (タイプ A①:CAプラス)

参考データ【国内の大学等1校につき、①～③は枠内に記入、④～⑥はそれぞれ指定ページ以内】
 ※人数等の算定に当たっては、原則として「学校基本調査」による定義に基づき記入。

大学等名 名古屋大学

①大学等全体における出身国別の留学生の受入総数（2019年5月1日現在）及び各出身国（地域）別の2019年度の留学生受入人数

※「留学生」とは、「出入国管理及び難民認定法」別表1に定める「留学」の在留資格を有する者に限る。
 ※「2019年度受入人数」は、2019年4月1日～2020年3月31日の出身国（地域）別受入人数を記入。
 ※「全学生数」には、日本人学生及び外国人留学生を含めた大学等全体の2019年5月1日現在の在籍者数を記入。

順位	出身国（地域）	受入総数	2019年度 受入人数
1	中国	1035	1355
2	韓国	144	177
3	ベトナム	94	113
4	インドネシア	77	99
5	台湾	53	68
6	タイ	46	62
7	モンゴル	45	63
8	マレーシア	39	44
9	カンボジア	38	50
10	インド	30	138
その他 (上記10カ国以外)	(主な国名)	437	527
留学生の受入人数の合計		2038	2696
全学生数		16376	
留学生比率		12.4%	

②2019年度中に留学した日本人学生数及び派遣先大学合計校数

※教育又は研究等を目的として、2019年度中（2019年4月1日から2020年3月31日まで）に海外の大学等（海外に所在する日本の大学等の分校は除く。）に留学した日本人学生について記入。
 なお、2019年3月31日以前から継続して留学している者は含まない。

順位	派遣先大学の所在国 (地域)	派遣先大学名	2019年度 派遣人数
1	オランダ	トゥエンテ大学	40
2	アメリカ	ノースカロライナ州立大学	38
3	タイ	カセサート大学	24
4	オーストラリア	モナシュ大学	23
5	アメリカ	オレゴン大学	22
6	ドイツ	フライブルグ大学	20
7	中国	同濟大学	18
8	イギリス	エジンバラ大学	17
9	タイ	マヒドン大学	14
10	韓国	高麗大学校	14
その他 (上記10カ国以外)	(主な国名) オランダ、カンボ 計 40 カ国	(主な大学名) トゥエンテ大学、 計 149 校	349
派遣先大学合計校数		159	
派遣人数の合計			579

(大学名： 名古屋大学①) (タイプ A①:CA プラス)

大学等名	名古屋大学						
③大学等全体における外国人教員数（兼務者を含む）（2020年5月1日現在）							
※「全教員数」には大学等に在籍する日本人教員も含めた全教員数を記入。							
※「うち専任教員（本務者）数」には教授、准教授、講師、助教、助手の専任の外国人教員の数をそれぞれ記入。 （いずれにも当てはまらない場合には、「助手」に含めること。）							
全教員数	外国人教員数						外国人教員の比率
	教授	准教授	講師	助教	助手	合計	
2,322	24	49	20	56	91	240	10%
うち専任教員 （本務者）数	24	49	20	56	0	149	

(大学名： 名古屋大学①) (タイプ A①:CA プラス)

大学等名	名古屋大学
④取組の実績 【4ページ以内】	
1. 国際的な教育環境の構築	
<p>国立大学法人の第3期中期目標・中期計画においては、本学は基幹的総合国立大学として多様なニーズに応えるため、具体的な数値目標や手段を「NU MIRAI 2020」として記した。特に、国際的な戦略として「世界の誰もが選びたいキャンパスの実現 アジアと学び世界に挑む人材の育成」を掲げている。この国際戦略の中で、グローバルな教育を促進するため、以下の施策を実施している。</p>	
① 国際共同学位プログラム、英語による授業実施等	
<p>本学医学系研究科は、日本の大学として初めて平成27年にジョイント・ディグリープログラム（相手方：オーストラリア・アデレード大学）を開設し、その後も平成28年10月にエディンバラ大学（英国、理学分野）、平成29年4月にルンド大学（スウェーデン、医学分野）、平成30年に4月カセサート大学（タイ、農学分野）、平成30年10月にフライブルク大学（独国、医学分野）、平成31年4月に西オーストラリア大学（豪州、農学分野）の6専攻・14ユニットのプログラムを実施している。英語による授業も拡大しており、平成29年度には学部で550科目、大学院で3135科目を実施（二言語併用を含む。）している。</p>	
②G30プログラムの構築、留学生の受入拡大	
<p>外国語のみで卒業可能な秋入学のG30プログラムは既に定着しており、学部6、大学院11プログラムを実施している。正規生増加のためのリクルート活動として、現地高校への訪問、オンライン会議やウェブサイトの充実により、優秀な候補者の絞り込みや優秀な学生を継続的に育成している高校との連携を強化することができている。また、大学院プログラムに関しては、アジア各国の現地巡講や本学の事務所で模擬講義を実施したことにより、応募者数を確実に増やすことができている。同時に、G30プログラムと日本人学生の教育を一体的に推進する体制作りにも取り組んでおり、G30プログラム生と日本人学生がともに履修できる全学教育科目（Studium Generale）を開講している。</p>	
<p>また、交換留学制度も充実させ、協定大学との連携充実や新たな協定校の開拓をすすめている。更に、協定校の学生を対象に約2週間の短期受入プログラム（NUSTEP）を新設した（平成28年～）。</p>	
<p>これらの取組により、平成21年度に1,717人だった留学生数が、令和元年度には3,000人程度に増加している。</p>	
③日本人学生の海外派遣の促進	
<p>長期留学への動機付けとして、短期留学の取組を推進しており、1、2年生の時に学習内容が明確な単位化された短期研修に参加する仕組み、「NU Overseas Take-off Initiative (NU-OTI)」による独自のプログラム11、協定校が実施する短期研修プログラム29を実施している。留学予定者向けには、各種ガイダンスや個別相談及び全学的な「安全・危機管理オリエンテーション」を実施し、サポートしている。</p>	
<p>また、留学経費負担の問題を解消するため、平成27年度から希望者向けに留学積立金制度（1万円/月）を創設し、積立途中でも2、3年生が全額使用して留学し、残期間で継続返済させる仕組みを導入している。</p>	
<p>これらの取組により、平成21年度には150名だった海外派遣が令和元年度には1090名まで増加している。</p>	
2. 外国人教員の採用や国際化への対応のための教員の資質向上等	
<p>WPI拠点であるITbMIにおける外国人教員の採用、アジア・サテライトキャンパス学院等の海外拠点における現地教員の採用、任期付き雇用であるG30プログラム教員の任期のない承継職への昇任などの取組、教員の国際公募を積極的に行ったことで、外国人教員は149名（R1.5.1）まで増加している。また、クロス・アポイントメント制度を導入し海外の研究教育機関の優れた研究者を本学に招へいしている。</p>	
<p>制度面でも改善を図っており、外国人研究員制度を外国人客員教員制度に改正し、それまで大卒年数でのみ算出していた給与を個々の外国人教員のキャリアに応じて給与設定ができるよう、年俸制を導入した。また、「国際若手招聘研究ユニット」や、研究力強化経費により若手教員の研究支援している。競争的外部資金や教職員の厚生に係わる情報（健康診断など）は、すべて日英二カ国語で全教職員にメール発信している。</p>	

(大学名： 名古屋大学①) (タイプ A①:CA プラス)

大学等名	名古屋大学
------	-------

④取組の実績 【4ページ以内】

3. 事務体制の国際化

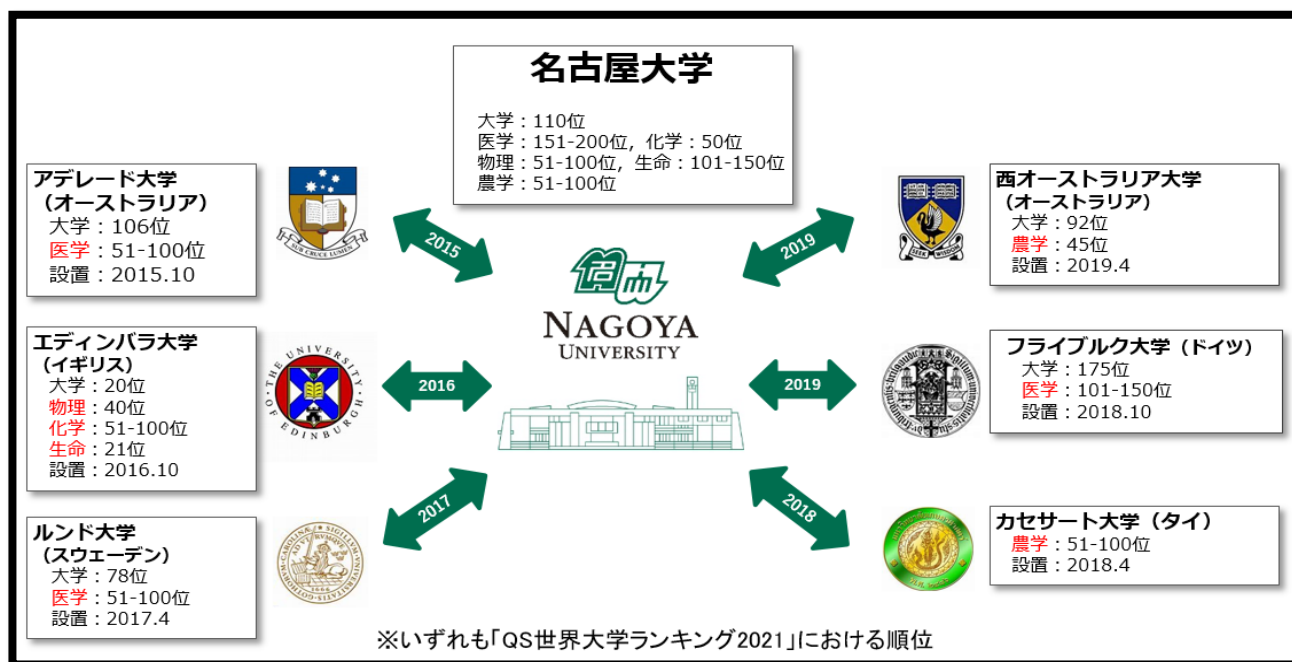
事務職員の英語力向上のため、全職員を対象にTOEIC受験の機会を設けている。語学研修として、英語を継続して学習するモチベーションを維持するための研修、英会話研修、英文Eメール研修を実施するとともに、実践的研修として、本学海外拠点や海外協定校等と連携した短期研修、中期研修や本学が主催する海外行事に参加し、企画力・異文化理解を目的とする海外実務研修、協定校サマープログラムへの参加を実施している。また、英文化を効率的に推進するため、事務通知作成者が日英併記すべく翻訳支援ツールの導入や日英併記文書のデータベース化・公開を実施している。また、現在本学では、半数以上の職員がTOEIC 600点以上の英語能力を有することを目標としているため、在職者の能力向上を図るほか、新規採用職員には語学力は重要な評価項目である旨を公言して選考を行っている。さらに、留学生を職員として採用することを定着させたほか、平成29年度から、本学留学生のみならず、他大学の留学生又は日本人で海外の大学卒業者（その場合TOEIC 900点以上が条件）を対象として特別試験を実施し、留学生を職員として採用している。

4. 厳格な成績管理等

本学では、国際通用性を高める教育改革に継続的に取組み、カリキュラムについては、体系化・構造化するとともに協定校との単位互換が円滑にできるようにコースナンバーリングシステムを導入した（平成28年度から）。また、大学院シラバスの日英併記化（平成28年度から）、異なる学事暦を持つ海外大学との学生交流を活性化させるため、クォーター制も可能な柔軟な学事暦の導入（平成29年度から）、学部成績評価基準の6段階化決定（令和2年度から）等を着実に実行してきた。合わせて、これらの取組は厳格かつ適正な成績評価を行う観点から検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を行っていく。今後は奨学金の選考で使用するなど、GPAの活用方法を引き続き検討する。

○国際的な教育環境の構築

ジョイント・ディグリープログラム一覧



(大学名： 名古屋大学①) (タイプ A①:CA プラス)

大学等名	名古屋大学
------	-------

④取組の実績 【4ページ以内】

短期受入プログラム（NUSTEP）募集要項

NUSTEP
Nagoya University Short-Term Japanese Language Program

Home

Summer 2021: Online Program Overview & Application

Pamphlet (PDFファイル)

Program period July 26 – August 6, 2021

Program capacity 50 Students

Qualification
 1) Applicants should be currently enrolled as a degree-seeking undergraduate student in a university with an academic exchange agreement with Nagoya University.
 2) Applicants should have an Intermediate or Advanced level of Japanese proficiency (JLPT N1/N2/N3 or CEFR A2/B1/B2/C1/C2).

Curriculum

- Japanese language classes (intermediate)
- NUSTEP special lectures
- Online Home Visit
- Exchange and discussions with Nagoya University students
- Cultural workshops
- Laboratory visits
- Specialized lectures
- Exchange sessions

グローバル30 国際プログラム群一覧

▶グローバル30 国際プログラム(International Programs) (学部)	
プログラム	学部(学科)
自動車工学プログラム	工学部 (電気電子情報工学科) 工学部 (機械・航空宇宙工学科)
生物系プログラム	理学部 (生命理学科) 農学部 (応用生命科学科)
化学系プログラム	理学部 (化学科)
物理系プログラム	工学部 (化学生命工学科) 理学部 (物理学科)
国際社会科学プログラム	法学部 (法律・政治学科)
「アジアの中の日本文化」プログラム	経済学部 (経済学科、経営学科) 文学部 (人文学科)
▶グローバル30 国際プログラム(International Programs) (博士前期課程)	
プログラム	研究科
自動車工学プログラム	工学研究科
物理数理系プログラム	理学研究科 多元数理科学研究科
化学系プログラム	理学研究科 工学研究科
生物系プログラム	理学研究科 生命農学研究科 医学系研究科
経済・ビジネス国際プログラム	経済学研究科
言語学・文化研究プログラム	人文学研究科
「アジアの中の日本文化」プログラム	人文学研究科
環境土木工学プログラム	工学研究科 環境学研究科
地球環境科学プログラム	環境学研究科
物理工学プログラム	工学研究科
▶グローバル30 国際プログラム(International Programs) (博士後期課程)	
プログラム	研究科
物理数理系プログラム	理学研究科 多元数理科学研究科
化学系プログラム	理学研究科 工学研究科
生物系プログラム	理学研究科 生命農学研究科
医学系プログラム	医学系研究科
環境土木工学プログラム	工学研究科 環境学研究科
地球環境科学プログラム	環境学研究科
物理工学プログラム	工学研究科

(大学名： 名古屋大学①) (タイプ A①:CA プラス)

大学等名	名古屋大学									
⑤事業の評価【1事業ごとに1ページ以内】										
<p>スーパーグローバル大学創成支援事業 令和2年度中間評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>大学名</td> <td>名古屋大学</td> </tr> <tr> <td>整理番号</td> <td>A07</td> </tr> <tr> <td>構想名</td> <td>21世紀、Sustainableな世界を構築するアジアのハブ大学</td> </tr> </table> <p>◇スーパーグローバル大学創成支援プログラム委員会における評価（公表用）</p> <table border="1"> <tr> <td>（総括評価）</td> <td rowspan="2"> <p>S</p> <p>優れた取組状況であり、事業目的の達成が見込まれる。</p> </td> </tr> <tr> <td>（コメント）</td> </tr> </table> <p>本構想は、高い競争力を持ち持続可能な世界を築く人材を育成するスーパーグローバル大学としてアジアを牽引するハブ大学となることを目標としている。</p> <p>具体的な戦略として、（1）世界のトップレベルを目指す先端的研究強化、（2）海外トップ大学との Joint Degree 実施、（3）世界を牽引する人材の育成、（4）アジアにおける拠点展開の四つを掲げ、総長のリーダーシップのもと、全学的規模で研究、教育、ガバナンスに着実に取り組んできた。その取組状況は、総じて、当初計画に記載されていたレベルに既に達しており、取組を継続することにより、所期の目的を上回る成果が見込まれる。</p> <p>戦略（1）に関しては、ノーベル賞研究を継承し、最先端研究拠点の形成を促進するとともに、次世代の拠点形成のため、若手、女性、外国人研究者への支援を通じた研究力向上に積極的に取り組んでいること、</p> <p>戦略（2）に関しては、Joint Degree プログラムの拡大が大学ランキングにおける「国際性」「Reputation」のスコアアップに結実したこと、</p> <p>戦略（3）に関しては、国際通用性のあるプログラムの展開、優秀な学生の海外派遣の促進に取り組み、ウィズコロナ・ポストコロナ時代の新たな留学プログラムを構築することにより、教育システムの国際標準化と世界最高水準の教育・研究の展開を推進したこと、</p> <p>戦略（4）に関しては、アジアのハブ大学を目指し、教育ネットワークの展開および欧米への展開戦略に取り組んでいることが評価できる。</p> <p>また、事業終了後の自走計画においては、G30 教員の定員化によって事業実施の人員を確保する「内製化」とともに、基金、外部資金の獲得により自己収入増加を図るなどの「財源確保」によって、世界最先端研究大学へ発展する見通しが具体化している。</p> <p>今後は、中間評価調書に課題として記載されている事項、またコロナ禍の影響を受けて一部変更した取り組みなどを中心に、一層充実した事業展開に取り組むことを期待する。</p>		大学名	名古屋大学	整理番号	A07	構想名	21世紀、Sustainableな世界を構築するアジアのハブ大学	（総括評価）	<p>S</p> <p>優れた取組状況であり、事業目的の達成が見込まれる。</p>	（コメント）
大学名	名古屋大学									
整理番号	A07									
構想名	21世紀、Sustainableな世界を構築するアジアのハブ大学									
（総括評価）	<p>S</p> <p>優れた取組状況であり、事業目的の達成が見込まれる。</p>									
（コメント）										

（大学名： 名古屋大学① ） （タイプ A①:CA プラス ）

大学等名	名古屋大学
⑤事業の評価【1事業ごとに1ページ以内】	
<p>超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業 中間評価結果</p>	
代表校名	名古屋大学
取組名称	「実世界データ演習」を用いる価値創造人材教育の大学連携
<p>超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業委員会による評価</p>	
<p>【総括評価】</p> <p>A：これまでの取組を継続することによって、計画どおり事業目的を達成することが可能と判断される。</p>	
<p>【コメント】</p> <p>博士課程教育リーディングプログラムの成果（起業マインド、事例教材、グループワークの経験）や東海国立大学機構の構想を活用して、実践的なデータサイエンティスト育成のための教育体制を構築していることや、QTA 制度の構築や共通ガイドライン（R2P2）の策定等により、本分野の人材育成エコシステムが形成され、効果的に運営されていることは評価できる。</p> <p>また、社会での活用を強く意識した教育プログラムとなっている点、社会人を含む学生の意見を速やかにプログラムに反映している点やオンラインで受講可能な環境を構築している点は、社会等のニーズに応える工夫が十分に凝らされており、高く評価できる。</p> <p>さらに、単なる知識やプログラミング等のハードスキルに限ることなく、マネジメント力、コミュニケーション力、グループ協調力や価値創造力等のソフトスキルも養成できる実践的内容であることは、学生の学ぶ意欲やデータサイエンス志向性を高めており評価できる。</p> <p>事業の成果を確かにするため、以下の点について検討し具体的な改善策に取り組まれない。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 海外大学との単位互換や、三重大学、広島大学との連携をさらに深め、ポストコロナも見据えた遠隔地との連携教育のモデルケース構築に取り組むこと。 － 学内教員・学生をはじめ、他大学等に対して本教育プログラムの普及を促進するなど、認知度を高め、本分野を先導すること。 	

(大学名： 名古屋大学①) (タイプ A①:CA プラス)

大学等名	名古屋大学
⑥他の公的資金との重複状況 【2ページ以内】	
<p>1. 国際化拠点整備事業費補助金（スーパーグローバル大学創成支援事業） 世界トップレベルを目指す先端的研究強化、海外トップ大学とのジョイントディグリープログラムの実施、世界を牽引する人材の育成、アジアにおける拠点の形成という戦略目標を掲げ、サステイナブルな世界を構築する「アジアのハブ大学」を目指す。 【事業名称】21世紀、Sustainableな世界を構築するアジアのハブ大学（タイプA トップ型）</p>	
<p>2. 研究拠点形成費等補助金（卓越大学院プログラム） 5年一貫の博士課程プログラムで、大学院生が、海外の研究チームや産業界との共同研究を通して、化学と生命科学、エレクトロニクスと機械工学、医療と情報科学のように複数の専門が融合する領域の研究に携わる。 【事業名称】 ・トランスフォーマティブ化学生命融合研究大学院プログラム ・未来エレクトロニクス創成加速DII協働大学院プログラム ・情報・生命医科学コンボリューション on グローカルアライアンス卓越大学院 ・ライフスタイル革命のための超学際移動イノベーション人材養成学位プログラム</p>	
<p>3. 研究大学強化促進事業 大学等における研究体制・研究環境の全学的・継続的な改善や、研究マネジメント改革などによる国際競争力の向上のため、世界水準の優れた研究活動を行う大学群を増強し、大学による、研究マネジメント人材群の確保や集中的な研究環境改革等の研究力強化の取組みである。</p>	
<p>4. 世界トップレベル研究拠点プログラム 高いレベルの研究者を中核とした世界トップレベルの研究拠点の形成を目指す構想に対して政府が集中的な支援を行うことにより、システム改革の導入等の自主的な取り組みを促し、世界から第一線の研究者が集まる、優れた研究環境と高い研究水準を誇る「目に見える拠点」の形成を目指す。 【拠点名称】トランスフォーマティブ生命分子研究所 【研究内容】分子触媒および理想的合成法の開発、生体内への化学反応の導入を通じて、化学・生物学関連分野において真に大きな波及効果をもたらす「トランスフォーマティブ生命分子」を生み出し、さらに世界中の研究者がこれらを活用できるようにする。</p>	
<p>5. 研究拠点形成事業 世界的水準または地域における中核的な研究交流拠点の構築とともに、次世代の中核を担う若手研究者の育成を目的とする。 「ジオスペース変動の研究に関する東南アジア・アフリカの国際連携」（B.アジア・アフリカ学術基盤形成型） 「アジア型立憲主義の解明一人権保障と法的安定性強化のための研究ネットワーク」（B.アジア・アフリカ学術基盤形成型） 「テキスト学による宗教文化遺産の普遍的価値創成学術共同体の構築」（A.先端拠点形成型） 「領域横断的アプローチで実現する宇宙暗黒物質解明のための国際研究拠点構築」（A.先端拠点形成型）</p>	

(大学名： 名古屋大学①) (タイプ A①:CA プラス)